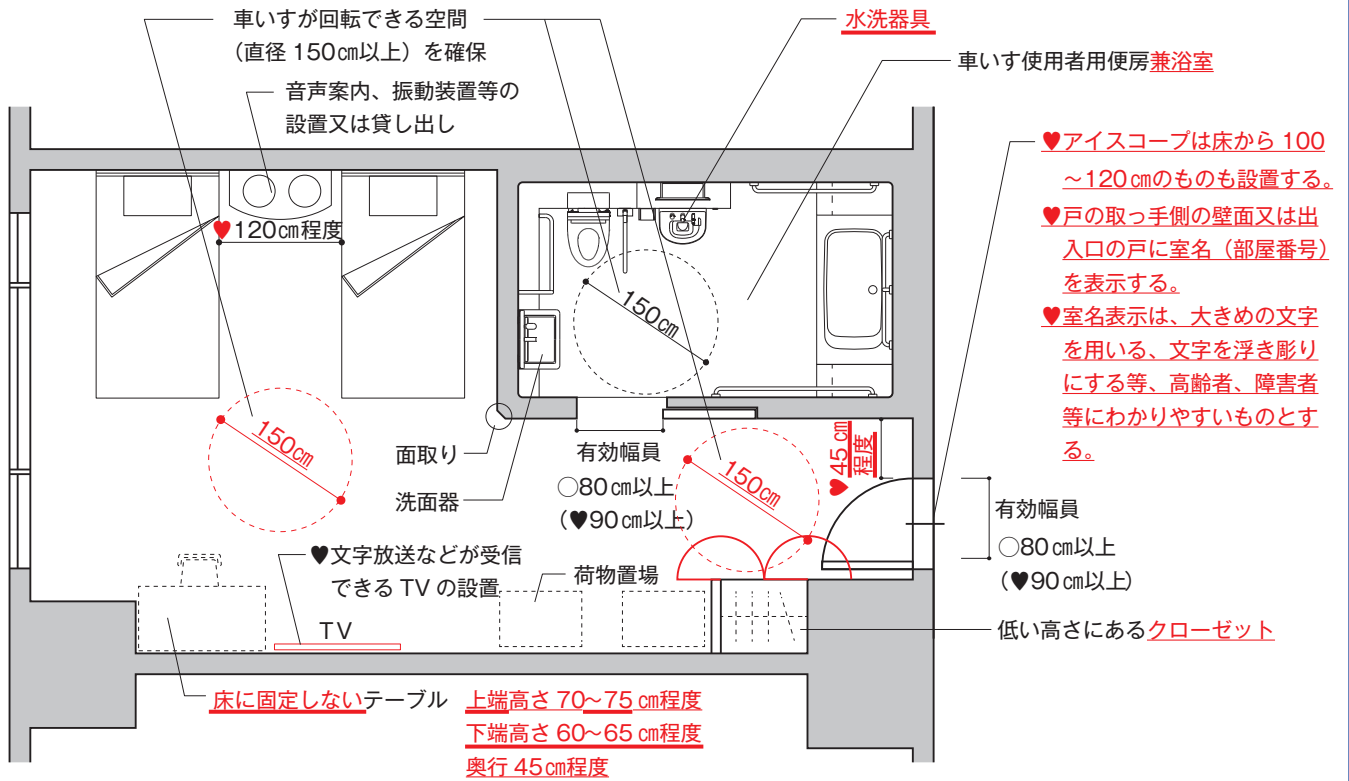


基本的な考え

客室は、短期的な居住空間であることを踏まえ、車いす使用者、視覚障害者、聴覚障害者等に配慮した客室・寝室を設けるとともに、それ以外の客室についても、障害者、高齢者等の利用に配慮することが望ましいです。客室の床は滑りにくく、かつ車いすの操作がしやすい材料で仕上げ、室内の造作物や備品類、コンセント・スイッチ類などについても細やかな配慮が必要です。

指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準	図
(1) <u>客室のうち客室の総数に100分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上は、車いす使用者用客室を設けなければならない。</u>	<u>客室の総数が50以上の場合は、車いす使用者用客室を客室の総数に100分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上設けなければならない。</u>	11-1
(2) 車いす使用者用客室は、次に掲げるものでなければならない。	同左	
ア 便所は、次に掲げるものであること。	同左。 ただし、当該客室が設けられている階に不特定かつ多数の者が利用する便所（車いす使用者用便房が設けられたものに限る。）が1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けられている場合は、この限りでない。	11-1 11-2
(7) 車いす使用者用便房を設けること。	同左	
(イ) 車いす使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、次に掲げるものであること。	同左	
a 幅は、80センチメートル以上とすること。	同左	
b 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	同左	
(ウ) 水洗器具を備えた便房を設けること。	—	

図11-1 ツインルームの例



- ♥ アイスコブは床から 100 ~ 120 cm のものも設置する。
- ♥ 戸の取っ手側の壁面又は出入口の戸に室名 (部屋番号) を表示する。
- ♥ 室名表示は、大きめの文字を用いる、文字を浮き彫りにする等、高齢者、障害者等にわかりやすいものとする。

**車いす使用者用客室の設置数**

整備基準 11-(1)

- ♥ 車いす使用者用客室は、移動の困難さを考慮してエレベーターに近接した位置が望ましい。
- ♥ 客室が200以下の場合には客室総数の2パーセント以上、客室が201以上の場合には1パーセント+2以上の車いす使用者用客室を設けることが望ましい。
- ♥ 客室のバリアフリー化に伴って駐車施設の設置数も検討することが望ましい。

**客室の出入口**

整備基準 4-(1)、4-(3)、4-(4)

- ♥ 高齢者や視覚障害者等に配慮し、解錠・施錠が音等で分かる工夫をすることが望ましい。

⇒「4 出入口」を参照

**客室及び便房の出入口の有効幅員**

整備基準 11-(2)-ア-(1)-a

- ♥ 有効幅員は、車いす使用者が出入口を通過しやすい幅である90cm以上とすることが望ましい。

**便房の戸**

整備基準 11-(2)-ア-(1)-b

- ♥ 聴覚障害者の利用に配慮し、ドアノックを感知し、発光するドアノックセンサーや屋内信号装置等を設置することが望ましい。

**車いす使用者が回転できる空間**

整備基準 11-(2)-ウ

- 車いす使用者が円滑に利用できる十分な空間とは、室内で車いす使用者が回転できるスペース (原則として150cm以上の円) を設けることが基本である。

車いす使用者の声

- ・ 障害者の集まるイベントでホテルを利用する場合もあるので、できるだけ多くの部屋を車いす使用者用客室にしてほしいです。
- ・ 車いす使用者用客室のベッドのうち1つは介護用ベッドを用意してもらえると助かります。
- ・ 車いす使用者用客室の浴室は、介助者も想定されるため十分なスペースを設けてもらおうと、安全に入浴できます。
- ・ 車いす使用者用便房はフロント階のほか、宴会場・ホール、レストラン・食堂、共用浴室等と同じ階にもあると助かります。

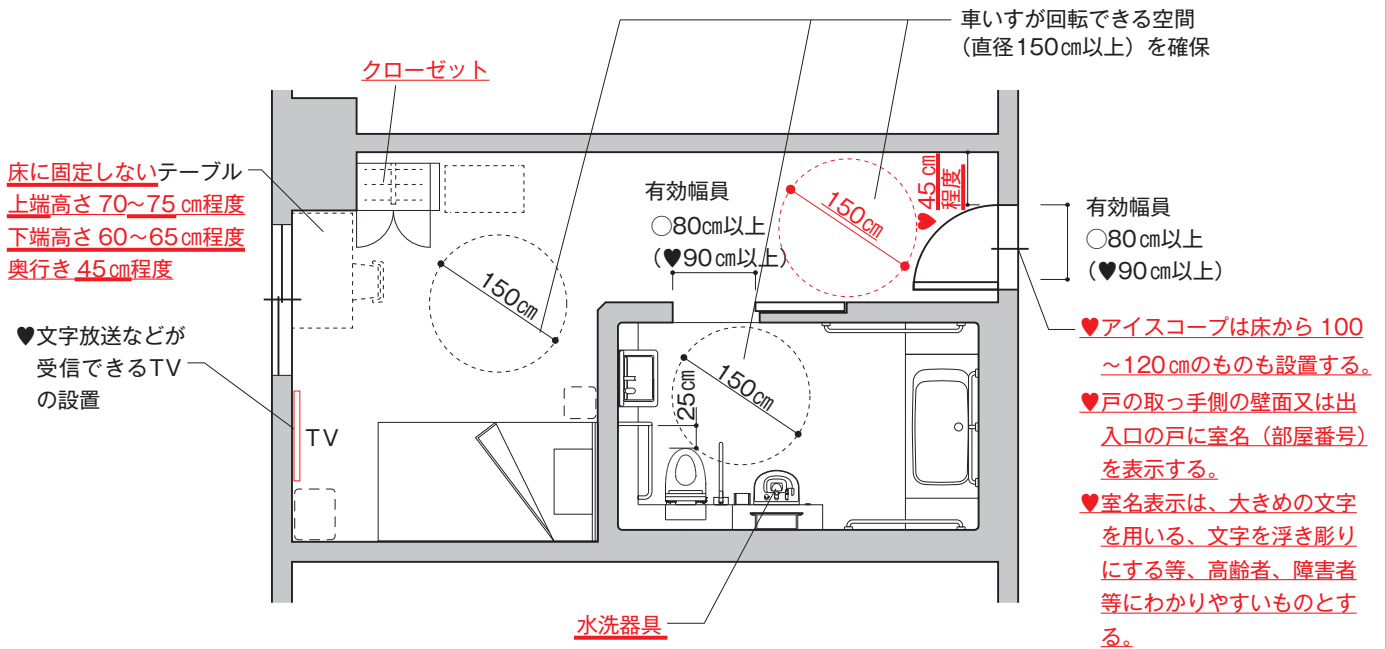




指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図
イ	浴室又はシャワー室は、次に掲げるものであること。	同左 ただし、当該客室が設けられている建築物に不特定かつ多数の者が利用する浴室等（次に掲げるものに限る。）が1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けられている場合は、この限りでない。	11-1 11-2
(7)	車いす使用者が円滑に利用することができる浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。	同左	
(イ)	車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。	同左	
(ウ)	出入口は、ア(イ)に掲げるものであること。	同左	
(I)	車いす使用者が浴槽へ移乗するための空間を設けること。	—	
(オ)	水栓は、容易に温度調節のできるものとする。	—	
ウ	車いす使用者が円滑に移動し、回転できるよう十分な空間を確保すること。	同左	11-1 11-2
エ	ベッドは、次に掲げるものであること。	同左	11-3
(7)	ベッドの高さは、車いすの座面の高さと同程度とすること。	同左	
(イ)	ベッドは車いすのフットサポートが下部に入る高さとする。	—	
オ	高さ120センチメートル、奥行き60センチメートル程度の収納棚及び高さ120センチメートル程度のハンガー掛けを設けること。	—	11-5
カ	コンセント、スイッチ等は床面から40センチメートル以上110センチメートル以下の高さに設け、操作が容易であるものとする。	—	11-4
キ	スイッチは、ベッド周りの手の届く範囲に設けること。	—	

(参考：関連条文) 政令第15条、規則別表第1の2(11の項)、規則別表第5(11の項)

図11-2 シングルルームの例



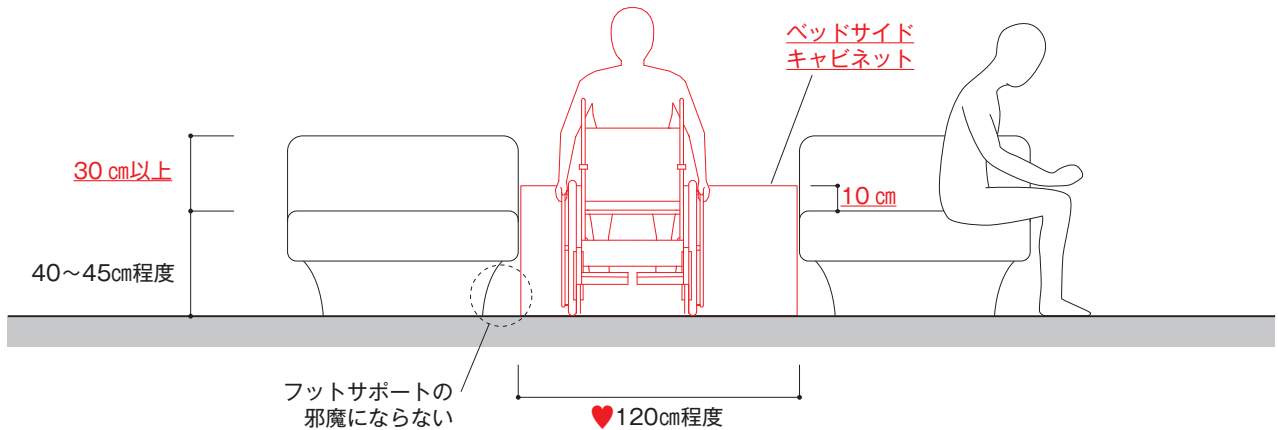
テレビの設置

♥ 聴覚障害者に配慮し、文字放送や字幕放送受信可能なテレビを設置することが望ましい。

浴槽

⇒「10 浴室、シャワー室又は更衣室」を参照

図11-3 ベッドの高さ、間隔の整備例

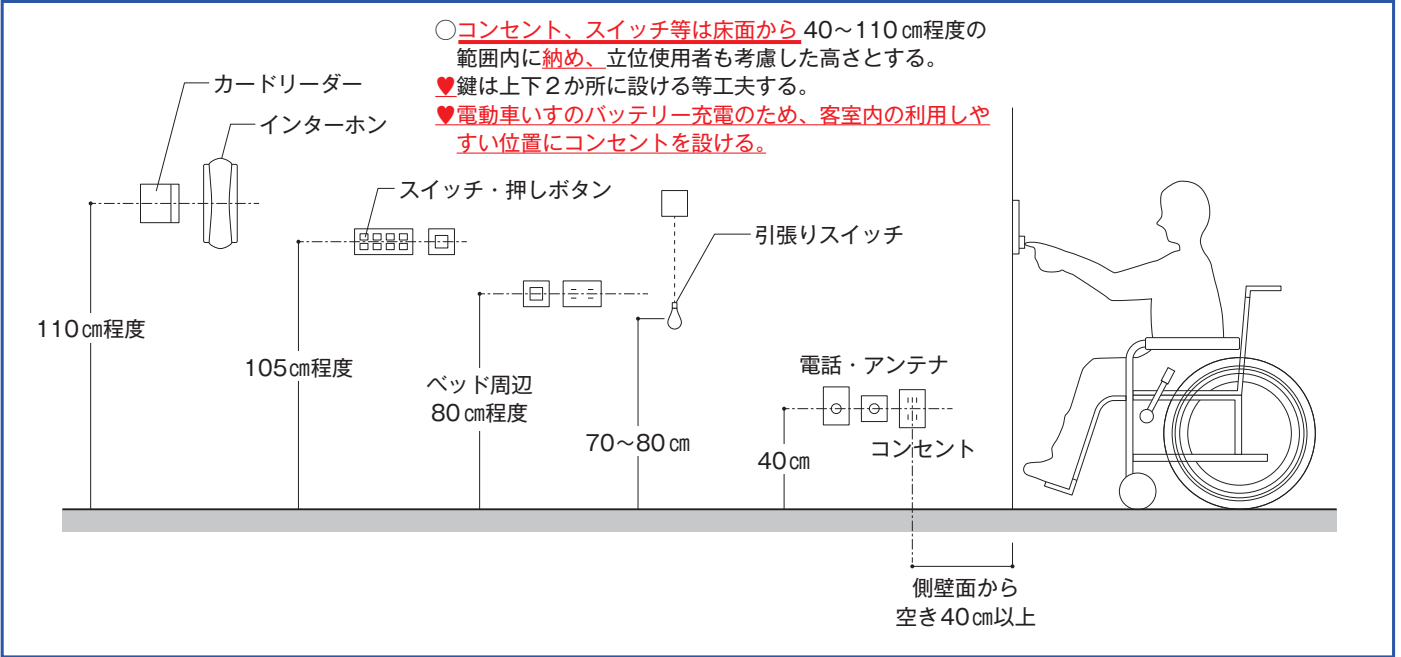


ベッドの高さ

整備基準 11-(2)-エ-(7)

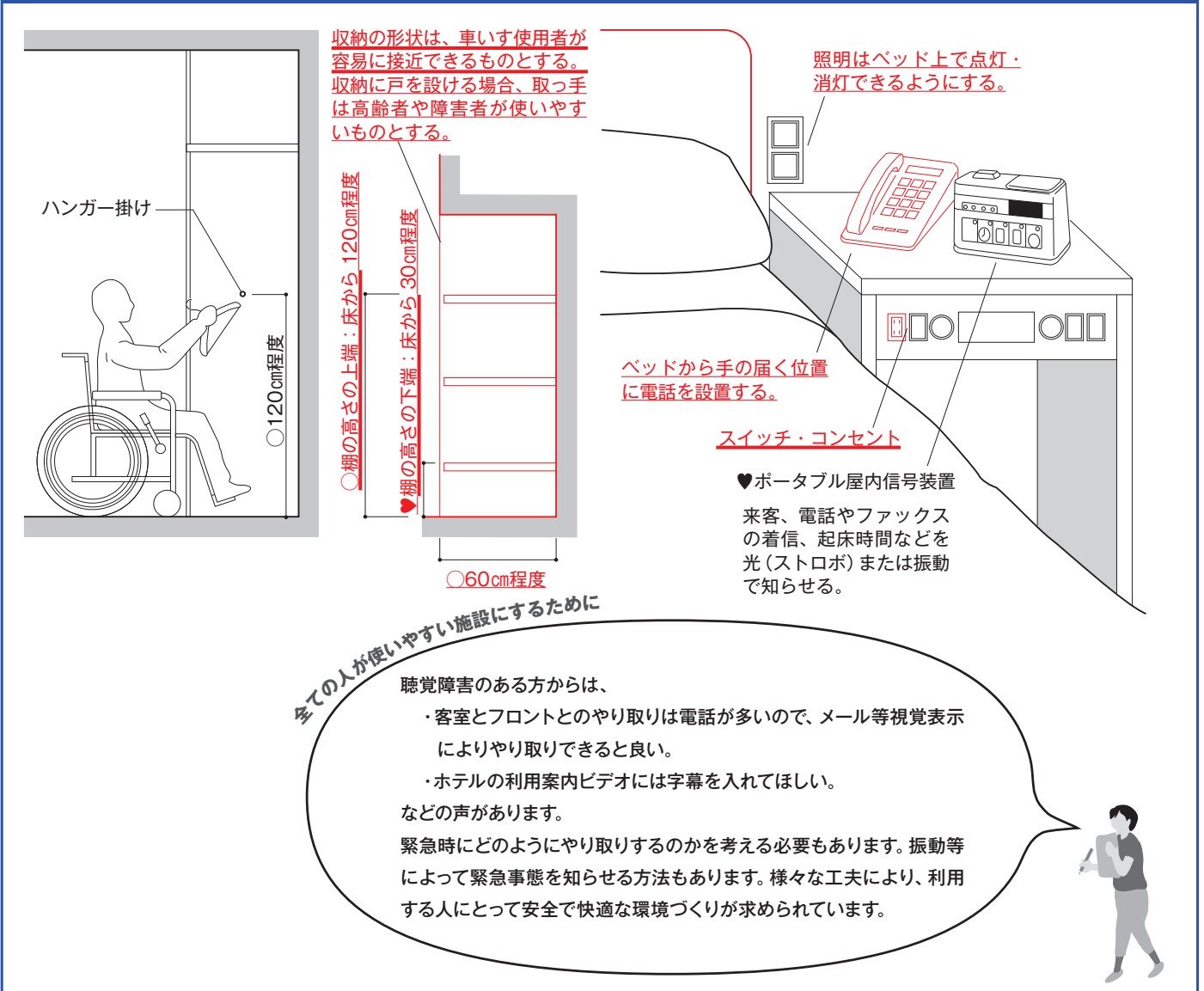
- 車いすの座面の高さに合わせ、原則として、40~45cm程度とする。
- ヘッドボードの高さは、マットレス上面より30cm以上とし、形状はベッド上で寄り掛かりやすいものとする。
- ♥ 客室には介助者用のベッドを必要に応じて確保する。
- ♥ 車いす使用者に配慮し、客室内のレイアウト変更が可能となるよう、ベッドやベッドサイドキャビネットを床に固定することは避ける。

図11-4 スイッチ、コンセントの高さの整備例



Ⅱ マニュアル編  
 (1) 指定施設整備基準  
 建築物移動等円滑化基準  
 ア 共同住宅以外

図11-5 クローゼット、屋内信号装置の整備例



11  
 ホテル又は旅館の客室

## ホテル又は旅館のさらなるバリアフリーの促進①

高齢者、障害者等が他の利用者と同様に外出・旅行等の機会を享受するための環境の整備が求められています。また、今後、国内外から多くの旅行者が宿泊施設を利用することが見込まれるため、バリアフリー法や福祉のまちづくり条例に義務付けられた車いす使用者用客室を設けるとともに、一般客室においても高齢者や車いす使用者等が円滑に利用できるよう配慮することが望まれます。

車いす使用者のみならず、健常者を含めた多くの利用者にとって魅力ある車いす使用者用客室や、高齢者、障害者等の利用に配慮した一般客室を設けることにより、稼働効率の良い客室配置が可能となります。

一般客室については、は、新築の段階からバリアフリー対応の計画とすることが望ましいことはもちろん、既存の客室についてもできる限りバリアフリー化の改修を進めていくことが求められます。

### 一般客室におけるバリアフリーの課題と対応の工夫例

課題	対応の工夫例
●ユニットバスの出入口の幅及び内部スペースが狭く、車いすが進入・回転できない	出入口の幅を広げ、引き戸として内部スペースを確保することで、車いすの進入・回転を可能にする
●ユニットバスの出入口に段差があり、車いすが進入できない	スロープを設けることにより、段差を解消し、車いすでも進入可能にする
●客室の出入口の幅及び客室内の通路幅が狭く、車いすが進入・回転できない	出入口の幅を80cm以上とし、また客室内においてスペースを設けることにより、車いすの回転を可能にする
● <u>客室の中に段差があり、車いすが室内を移動できない</u>	<u>据え置きスロープを設置することで、車いすでの室内移動を可能にする</u>

その他にも、車いすを動かしやすいレイアウトの配慮も含め、限られた空間で必要なスペースを確保できるよう工夫することが重要です。

また、一般客室に至る経路においても、段差がないことが望まれます。

仲間と旅行に行くとき、車いす使用者用客室の数に限りがあり、同じ施設で全員が宿泊できないことがあります。車いすで客室に入ることができ、また、部屋の中に車いすで転回できるスペースがあることで、一般客室でも宿泊できる車いす使用者もいます。  
予約時に客室や施設全体のバリアフリー情報がわかると、事前に使い勝手がわかり、どこに泊まるか選びやすいです。  
ベッドから落ちたり、転んで立ち上がれない時のために、壁の低い位置に非常呼出ベルがあると安心です。

車いす使用者の声







## 一般客室のバリアフリー改修事例



車いす使用者や高齢者等の利用に配慮し、既存の一般客室のバリアフリー化を行った市内のホテルの事例です。

一見すると、一般客室と大きく変わりませんが、様々なバリアフリーの配慮がなされています。

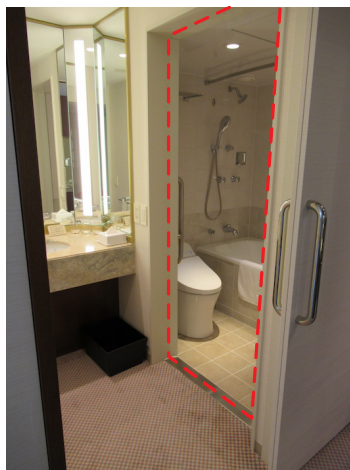
### ●客室出入口の内側に車いすが回転できるスペースを確保



出入口内側にあったクローゼットの奥行きを50cm程度下げることによって、車いすが回転できる広いスペースを確保しています。

客室の出入口がもともと80cmであることに加え、奥行きも確保されたことでさらに使用しやすくなりました。

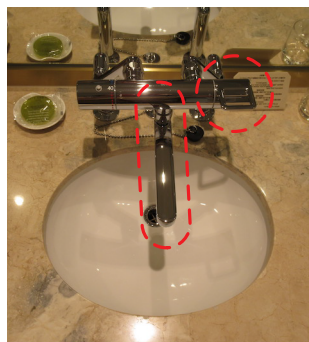
### ●バスルームの出入口を引き戸とし、段差を解消



客室から洗面所への出入口を開き戸から引き戸に変え、さらに洗面所とバスルームの間にあったドアを外して段差を解消しました。この結果、室内からバスルームにスムーズに進入することができるようになります。

### ●洗面台を使いやすく改修

洗面台の下部は、車いす使用者の膝が入る構造になっています。また、水栓がレバー式で、かつ蛇口が手前に長いものに変えています。



### ●入浴への配慮

浴室への手すりの設置とともに、バスタブへ入るのに便利な回転座面付きの手すり、シャワーチェア、滑り止めマットなどの福祉用具の貸出しも行っています。



### ●ツインルームのトリプル化を可能にする工夫

介助者が同行する場合などに、3人でも同じ部屋に泊まれるようにツインルームのベッドの下にもう1台のベッドを収納しています。いわゆるエキストラベッドのような簡易なベッドではなく、引き出して組み立てると他の2台と全く同じ仕様のベッドになります。

# こころのバリアフリーを進めるために

「こころのバリアフリー」(横濱ジェントルタウン倶楽部)を基に作成

建物や公共空間のバリアフリーは、誰もが暮らしやすいまちをつくるために必要なことですが、そこで暮らす人々がお互いに思いやりをもたなければ、せっかくの空間も生きてきません。

## 困っていそうな人をみかけたら… まずは、声をかけましょう。

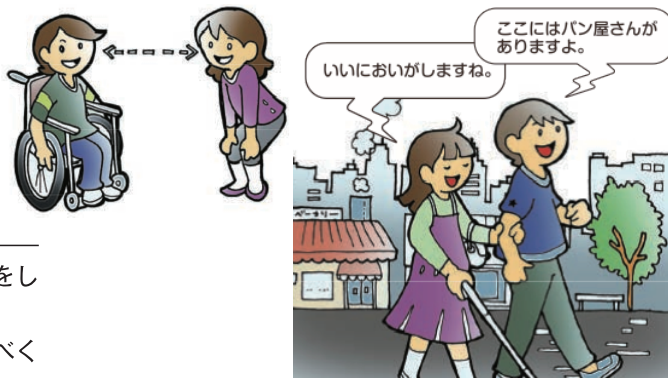
- ・気軽に声をかけましょう。
- ・何に困っているかを聞きましょう。
- ・お手伝いの仕方を聞きましょう。

## 相手の気持ちになって 声をかけます。

- ・介助者でなく、本人に話をしましょう。
- ・話をよく聞いて、本人の意志を尊重しましょう。

## 車いすを使っている人と話すときは…

- ・車いす使用者などの場合は、同じ目線になる気持ちで少し腰を落として離しましょう。
- ・子ども扱いしないでください。



## 視覚障害のある人と話すときは…

- ・うなずきや表情では伝わりません。声を出して返事をしましょう。
- ・「あっち」「こっち」などの指示語ではなく、なるべく具体的な言葉で伝えましょう。
- ・まわりの様子などもたくさん伝えましょう。
- ・だれに声をかけているのかわからないので、肩や腕の一部に触れて話しかけましょう。



## 聴覚障害のある人と話すときは…

### 筆談

- ・紙に文字を書いて伝えます。
- ・文章は短く、簡単に。

### 手話

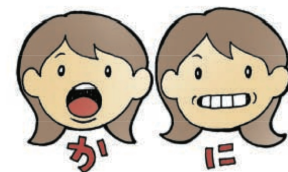
- ・手を使い、身ぶりや表情をまじえながら会話をします。

### 口話(こうわ)

- ・口の形で読み取るので、相手に向かって「ゆっくり」「はっきり」話します。

### 空書(くうしょ)

- ・空中に指で文字を書きます。



筆談

口話



コミュニケーションボード※

※コミュニケーション支援絵記号原則[JIST0103]

## 言葉の不自由な人と話すときは…

- ・ゆっくり相手の話を聞きます。
- ・聞き取れない部分は、その都度聞きましょう。
- ・分かったふりをしないでください。
- ・最後まで聞きましょう。
- ・聞き終わったら、聞き違いをしていないか確認しましょう。
- ・筆談や文字盤を使いながらの会話も有効です。

## 知的障害や発達障害、精神障害のある人と話すときは…

- ・具体的にゆっくりと、伝わっているかどうか確かめながら話してください。
- ・実物を示しながら聞いてみてください。
- ・ことばではなく、絵や字で伝えたいほうがうまくいくこともあります(コミュニケーションボードなど)。

### 基本的な考え

高齢者、障害者等が利用しやすい客席（車いす使用者用客席の確保等）、舞台の構造、設備（客席や袖から舞台に上がることができる経路の確保等）に配慮する必要があります。

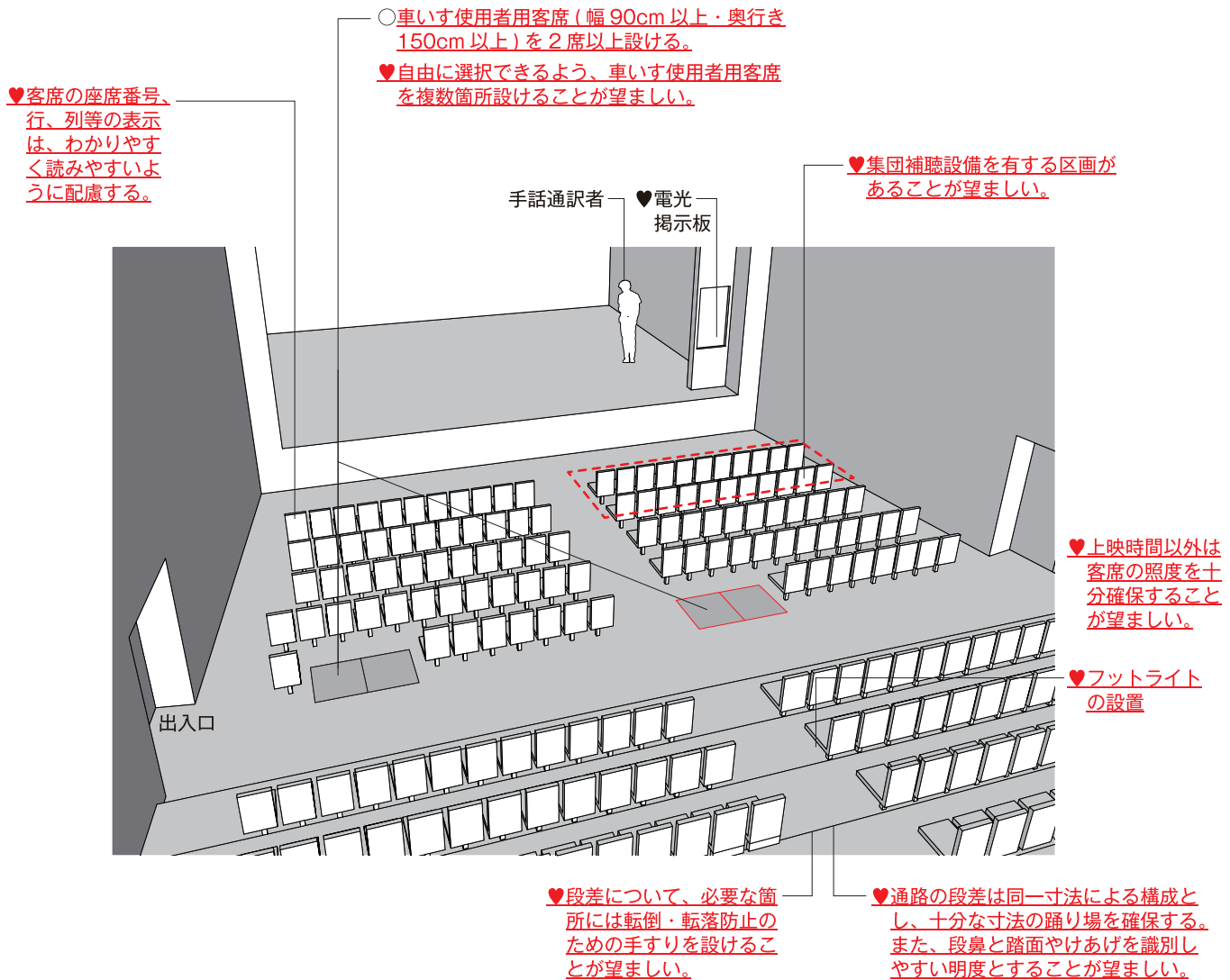
また、車いす使用者等をはじめとする様々な利用者に対し、視野の確保が重要になります。映画館や競技場等、建物の用途・利用実態に応じて、客席空間の勾配・客席の配置を検討することが求められています。

その他、多様な利用者を想定し、区画された観覧室等の設置や乳幼児連れ利用者用にベビーカー置き場を設けるなどの配慮も必要です。

指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準	図
(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する客席を設ける場合は、次に掲げるものでなければならない。	—	
ア 車いす使用者用の客席を、観覧しやすく、かつ、出入口から容易に到達できる位置に2以上設けること。	—	12-1
イ 出入口から車いす使用者用の客席に至る経路には、段を設けないこと。ただし、5の項(2)エ又は7の項(2)に定める構造の傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設した場合は、この限りでない。	—	12-1
ウ 車いす使用者用の客席は、1席当たり幅90センチメートル以上、奥行き150センチメートル以上とすること。	—	12-2
(2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する舞台を設ける場合は、高齢者、障害者等が支障なく客席及び袖口から舞台に上がることができるような経路を確保しなければならない。	—	12-3

(参考：関連条文) 規則別表第5 (12の項)

図12-1 客席の整備例



**車いす使用者用客席の数**

整備基準 12-(1)-ア

- ♥ 総客席数が 200 を超える場合には、車いす使用者用客席を 1 パーセント以上設ける。

**舞台周辺のスペース**

- ♥ 舞台周辺のスペースには次に掲げる設備を備えることが望ましい。  
 (ア)発光ダイオード及び液晶等の電光掲示板等の文字情報を表示するための設備  
 (イ)手話通訳者の動作が容易にわかるような照明設備や適切なコントラストの背景幕及び要約筆記者の作業スペースやパソコンと液晶プロジェクター等の設備
- ♥ 手話通訳者・電光掲示板への視線の確保に配慮し、聴覚障害者用の座席の位置を決めることが望ましい

車いす使用者の声

客席の前方や端に車いす使用者用のスペースが設けられることが多いので、客席の中央や後方にも設け、複数の席から自由に選択できるようになると、ありがたいです。視力や聴力などそれぞれの身体状況に合わせた座席を選択することができます。



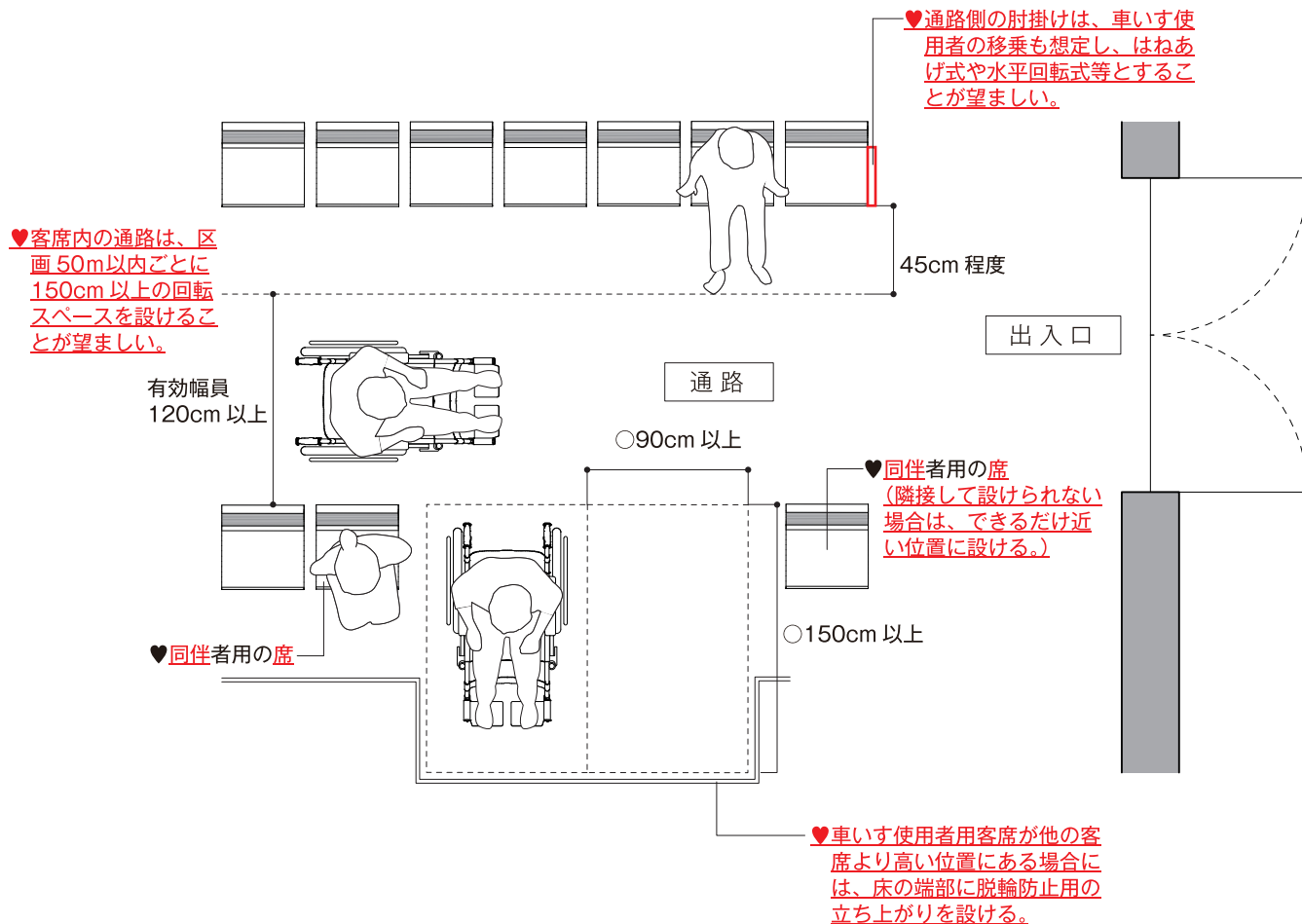
視覚障害者の声

小型受信機を用いた音声などでの解説があると、視覚障害者も高齢者も楽しめます。





図12-2 車いす使用者用客席まわりの整備例

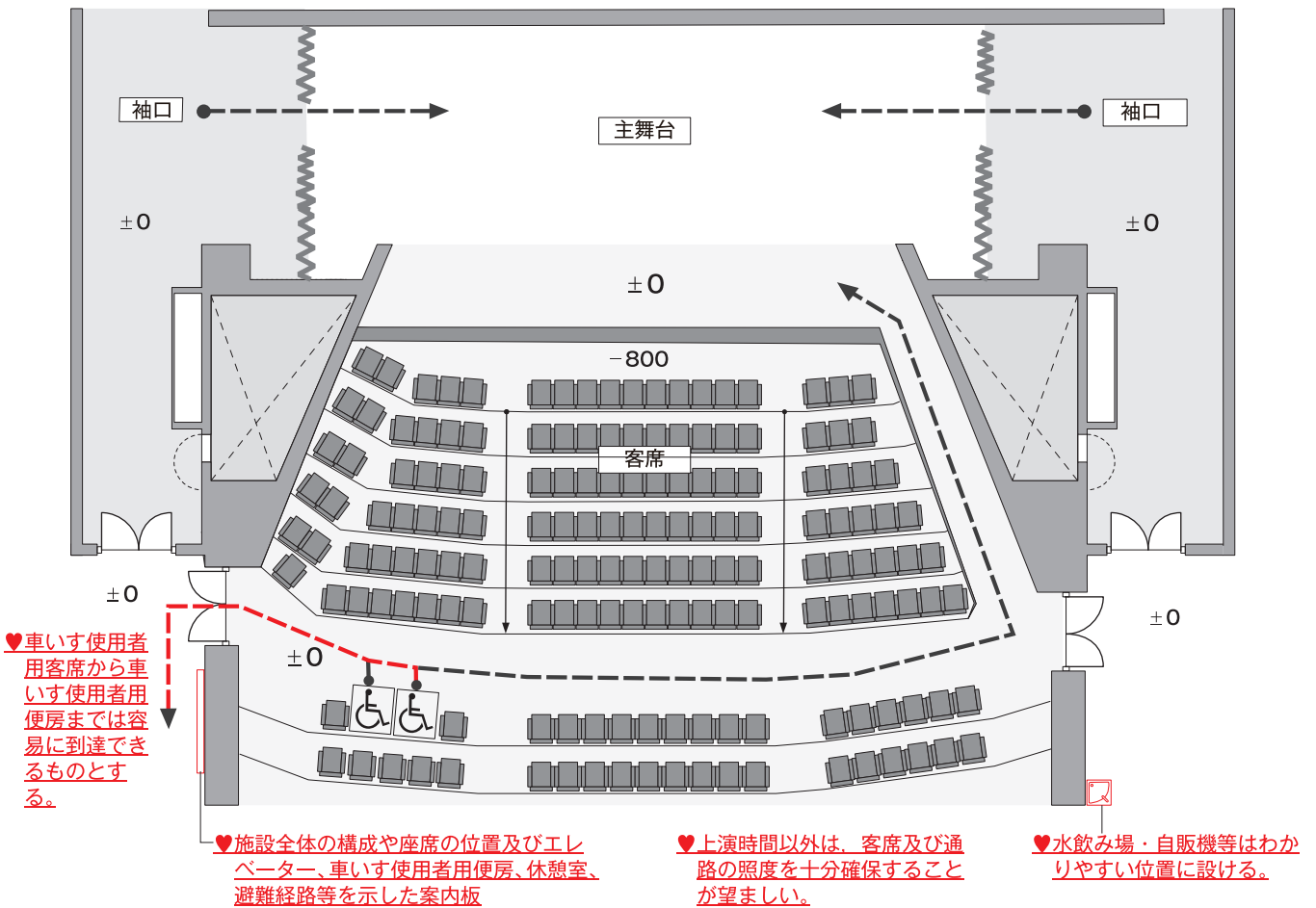


車いす使用者用客席の構造

- ♥ 車いす使用者用客席に隣接して同伴者用の座を設けることが望ましい。
- ♥ 車いす使用者用客席の前後には、容易に入入り及び転回が可能なスペースを設けること望ましい。
- ♥ 多数の車いす使用者の利用が見込まれる場合は、固定式のほか、可動式の客席・観覧席を整備し、必要な際に、車いす使用者用客席・観覧席とすることが望ましい。



図12-3 高齢者・障害者等の利用者に配慮した動線の確保などの例



舞台

整備基準 12-(2)

- ・ 客席及び袖口から舞台へ支障なく上がることができる経路が必要である。
- ♥ 舞台から楽屋や通用口へ至る経路についても、円滑な移動に配慮したものとすることが望ましい。

全ての人が使いやすい施設にするために①

年齢や障害によっては大勢の人がいる場に疲れを感じるため、ついでなどで区切られた休憩スペースがあると安心できる人もいます。

全ての人が使いやすい施設にするために②

隣の人や周りが気になって落ち着いて鑑賞することのできないときに、区画された観覧室があると助かる人もいます。

子育て中の方の声

子どもを連れてきた際に、客席でなかなか泣きやまず困っていたところ、親子観覧室を案内され助かりました。



区画された観覧室の整備例



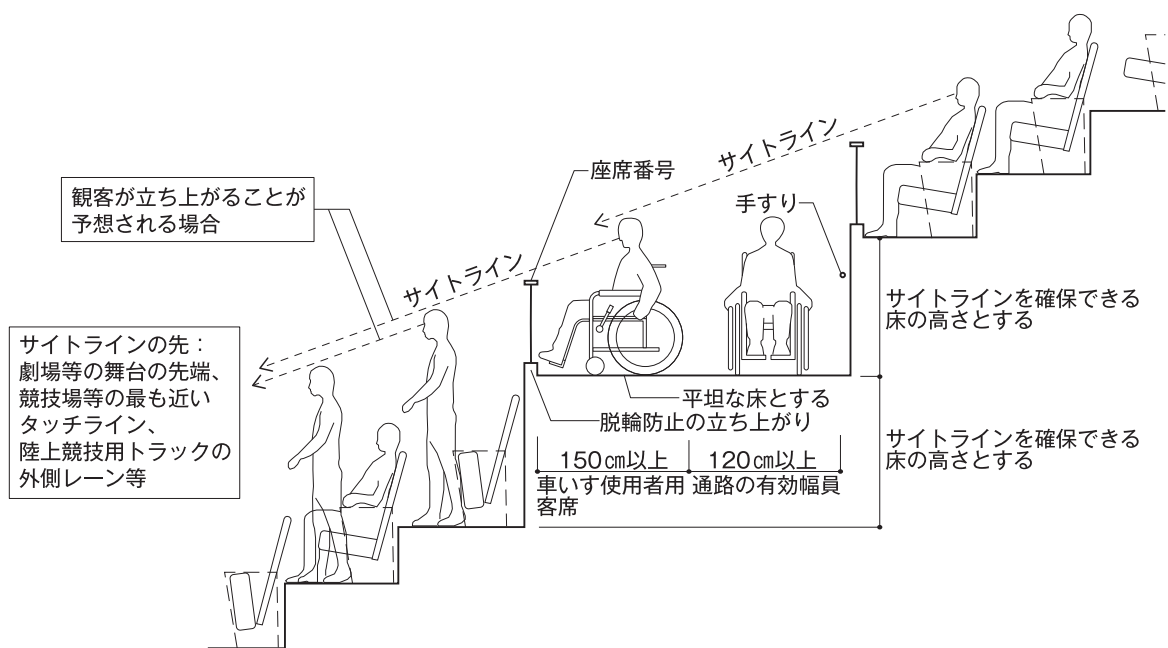
## サイトライン（可視線）

サイトラインとは、客席・観覧席の各々の人が、前列の人の頭又は肩を越して対象（舞台やスクリーン、競技スペース等）を見るために遮られるべきでない、視野の限界線のことをいいます。

眼高がとりわけ低い車いす使用者のサイトラインも想定する必要がある、車いす使用者用客席・観覧席は前後の客席・観覧席の位置、高低差を考慮し、舞台やスクリーン、競技スペース等へのサイトラインを確保することが重要です。さらに、車いす使用者用客席・観覧席の前面に設ける手すりの高さについても、サイトラインの確保に支障がないよう配慮が求められます。また、車いす使用者用客席・観覧席と前席との位置をずらし、前席の人の肩越しにサイトラインを確保することも有効です。

客席や観覧席を有する施設の構造等も様々であるため、それぞれの状況に応じたサイトラインの確保の工夫をし、全ての人が観戦や鑑賞を楽しめる環境を整えることが重要です。

### 車いす使用者用客席・観覧席からのサイトラインを確保できる整備例



出典：高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準(平成 28 年度)を基に作成

### 車いす使用者の声

映画館の車いす使用者用のスペースが一番前が多く、映画が見つらいです。  
逆に、劇場やコンサートホールでは一番後ろが多く、前の人立つと見えなくなってしまうことがあります。



## 身体障害者補助犬法

身体障害者補助犬法により、「国、地方自治体、公共交通事業者、不特定かつ多数の者が利用する施設の管理者などは、公共施設や交通機関、不特定かつ多数の者が利用する施設において、補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）の同伴を拒んではならない。」とされています。

「こころのバリアフリー」(横濱ジェントルタウン倶楽部)より

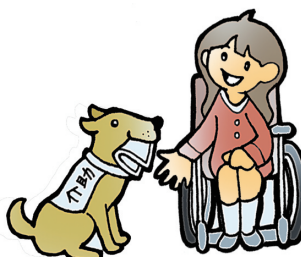
### 盲導犬

目の不自由な人を街なかで、障害物を避けながら安全に誘導するのが仕事です。  
体にハーネスというハンドルをつけているのが特徴です。



### 介助犬

からだの不自由な人の手足となって働きます。  
ドアを開けたり、電気をつけたり、落としたものを拾ったり、指示されたものを持ってきたり、障害に応じて活躍します。



### 聴導犬

耳の不自由な人に音を知らせます。お湯の沸く音、ドアのチャイム、電話やFAX、車のクラクションなどを聞き分けて伝えます。



補助犬同伴の啓発のためのマークがあります。

マークを店舗や施設の入り口に表示することで、補助犬使用者が安心して補助犬を同伴できるとともに、周囲の人たちへの意識啓発にも役立ちます。

公共施設や公共交通機関などの中には、補助犬用のトイレを設置している施設もあり、ハード面からのサポートも進んでいます。



## 基本的な考え

建物内に移動等円滑化が図られたエレベーターや便所、駐車場がある場合、誰にでも分かりやすい標識で明示することが重要です。原則として、日本工業規格Z8210に定められているピクトグラムを使用し、日本工業規格Z8210に定めがない場合は、国際標準等を参考とし、子ども、外国人を含め、全ての人に分かりやすいデザインとします。

指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準	図
(1) 移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、それぞれ当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示した次に掲げる構造の標識を設けなければならない。	同左	
<b>ア</b> 高齢者、障害者等の見やすい位置に設けること。	同左	
<b>イ</b> 当該標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容が日本工業規格Z8210に定められているときは、これに適合するもの）であること。	同左	
(2) (1)の便所の付近に設ける標識には、当該便所に車いす使用者用便房、水洗器具、乳幼児を座らせることができる設備又は乳幼児のおむつ交換をすることができる設備があることを表示しなければならない。	同左	9-13 13-1
(3) (1)の駐車施設がある駐車場の出入口の付近には、当該駐車施設があることを表示する標識を設けなければならない。	同左	3-2 13-1

(参考：関連条文) 政令第19条、規則別表第1の2(12の項)、規則別表第5(13の項)



全ての人が使しやすい施設にするために

標識については、

- ・耳マークの標識を設置してほしい。(P51を参照)
- ・ピクトグラムは、必要に応じて文字も入れてほしい

という声もあります。

また、外国人にも分かりやすいサインや案内の工夫が必要です。

図13-1 標識（ピクトグラム）の例

出典：日本工業規格

1. 日本工業規格（JIS Z 8210）の標識（ピクトグラム）



2. その他の標識（ピクトグラム）



※…JIS規格の改正に伴い  
図を変更又は追加したもの  
▲…図の差し替えをしたもの

国際シンボルマーク  
について

コラム

国際シンボルマークは、障害をもつ人々が利用できる建築物、施設であることを示す世界共通のマークとして、国際リハビリテーション協会が定めたものです。国際リハビリテーション協会では、マークが利用できる施設として以下の条件を定めています。

- 建築物へのアプローチに支障がないこと
- 円滑に利用できる施設の入口であること
- 施設が利用できること

横浜市福祉のまちづくり条例、同施行規則では、これらの趣旨を踏まえ、高齢者、障害者等が利用できる施設について一定の基準（規則別表第 11）を定め、これらの施設を示す表示板に国際シンボルマークを採用しました。高齢者、障害者等の施設の利用を促進するため、これらの施設への表示板の掲示を定めていますので、積極的な整備をお願いします。



国際シンボルマーク



基本的な考え

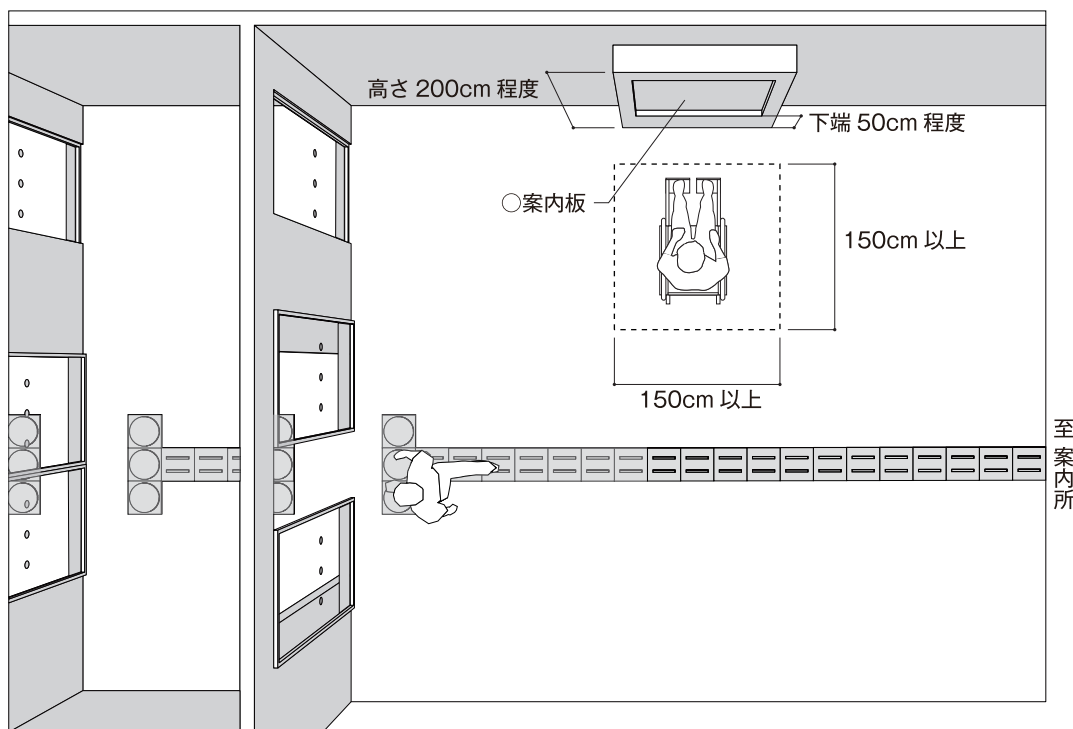
建築物内に移動等円滑化が図られたエレベーターや便所、駐車場がある場合、当該施設へ確実にたどりつけるように、全ての人に分かりやすい文字・記号などで案内することが重要です。

案内設備の設置については、見やすい高さとするほか、通行の妨げとならないよう配慮する必要があります。また、合わせて照明や採光の計画にも配慮をする必要があります。

指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準	図
(1) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した次に掲げる構造の案内板その他の設備を設けなければならない。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。	同左	14-1
<b>ア</b> 大きく分かりやすい文字、記号、図等で表記し、これらの色彩は地色と対比効果があるものとする。	—	
<b>イ</b> 高齢者、障害者等の通行の支障とならないような位置に設けること。	—	
<b>ウ</b> 高齢者、障害者等に見やすい高さに設けること。	—	
<b>エ</b> 照明装置を設ける場合は、判読性を高めるために適切な照度を確保すること。	—	
<b>オ</b> 案内板その他の設備の周辺に車いす使用者が近づけるよう十分なスペースを確保すること。	—	
(2) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を次に掲げる方法のいずれかにより視覚障害者に示すための設備を設けなければならない。	同左	
<b>ア</b> 点字	同左	
<b>イ</b> 文字等の浮き彫り	同左	
<b>ウ</b> 音による案内	同左	
<b>エ</b> その他これらに類するもの	同左	
(3) 案内所を設ける場合は、(1)及び(2)の規定は適用しない。	同左	

(参考：関連条文) 政令第 20 条、規則別表第 5 (14 の項)

図14-1 案内設備の設置例



**案内板の表記**

整備基準 14-(1)

- 文字の書体は太ゴシック系がよい。記号や図は知的障害者、子ども、外国人等にも分かりやすいデザインとする。
- ♥ 漢字表記については、必要に応じひらがなを併記することが望ましい。
- ♥ 案内板には、車いす利用者用客席等、高齢者、障害者等の利用に配慮した設備についても、表示を行うことが望ましい。

**案内板の配置**

整備基準 14-(1)-イ、ウ、オ

- 通路等に設置する場合は、通路の幅員に配慮する。また、視覚障害者の通行の支障とならないように設置する。
- 案内板表示面の高さは、平均的視点の高さと仰角から、床面より50~200cm程度の範囲とする。この基準は利用者が板面から100cm程度の距離から見ることを想定している。
- 案内板の前面には、車いす使用者の回転に支障がないように水平な空間を設けることが必要である。(150cm×150cmが目安)

**案内板の照明**

整備基準 14-(1)-エ

- 夜間の判読性を高めるため、照明を近接して設ける。この際反射による判読性の低下に注意する。

**車いす使用者の声**

案内図には、車いす使用者が利用可能なルート(移動等円滑化経路)が示されていると移動しやすいです。



# 15 案内設備までの経路

## 基本的な考え

視覚障害者が利用できる案内設備又は案内所まで、視覚障害者を誘導する経路を整備する必要があります。危険防止のため、通行の妨げとなるものを経路上に置かないようにする等の配慮が必要です。

指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図
歩道上から14の項(2)に規定する設備又は同項(3)に規定する案内所までの経路のうち1以上は、次に掲げるものでなければならぬ。		道等から14の項(2)の規定による設備又は同項(3)の規定による案内所までの経路（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）は、そのうち1以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路（以下この条において「視覚障害者移動等円滑化経路」という。）にしなければならない。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。	21-5 21-6 21-7
(1) 当該経路に、視覚障害者の誘導を行うために、視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。		同左。 ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。	
(2) 当該経路を構成する傾斜がある部分の上端に近接する部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、勾配が20分の1を超えず、若しくは高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分又は傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場である場合を除く。		当該視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。  同左（視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分を除く。）	
「2敷地内の通路」(1)参照			
イ	次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。	同左	2-2
(7)	段の上端及び下端に近接する部分	段の上端に近接する部分（視覚障害者移動等円滑化経路に限る。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通省が定める部分を除く。）	2-2
(1)	車路に近接する部分	同左	

(参考：関連条文) 政令第21条、平成18年告示第1497号第4・第5、規則別表第5（15の項）

### 点状ブロックの構造

整備基準 15-(1)

⇒「21 視覚障害者誘導用ブロック等」を参照

# わかりやすい 印刷物の作り方

横浜市 HP ヨコハマ・ふくまち.net より

## ①文字の大きさ：できるだけ12ポイント以上にしましょう。

- ・文字の大きさは、できるだけ12ポイント以上とすることを心がけましょう。
- ・より読みやすくするには、14ポイント以上が効果的です（A4判の場合）。

## ②文字の字体：見やすい字体はゴシック体です。

- ・ゴシック体は太さが均一なので読みやすくなります。
- ・ただし、小説や論文などで長い文章が続く場合は、明朝体の方が読みやすくなります。
- ・12ポイント以下の文字を太字にすると、文字がつぶれて読めない場合があります。
- ・影付きや網掛け文字等、多数の字体を使用しすぎると、見づらくなる場合があります。

## ③文字の字間・行間・余白：適度な空間、空白をとりましょう。

- ・字間を詰めすぎないようにしましょう。また、漢字が多いと字間、行間が狭く見えます。
- ・情報を詰め込みすぎないようにしましょう。いかに情報を整理するかがポイントとなります。

## ④読みやすい表現方法：文章は正確に、わかりやすく表現しましょう。

- ・「事実」や「伝えたいこと」を明確にしましょう。
- ・ただし、正確にしようとするほど、難しい用語を使ったり文章が長くなるので注意しましょう。
- ・読者の視点に立って表現しましょう。読者が絞られる場合は、読者に合った内容にしましょう。
- ・読みにくい漢字や難しい言葉には、ふりがなや注釈をつけるといった工夫をしましょう。
- ・箇条書きにして、すっきりさせましょう。番号や矢印をつけると読む順番がわかりやすくなります。
- ・強調したい文字には下線を引いたり、太文字にするなど目立つ工夫をしましょう。
- ・表、グラフ、写真などを効果的に使いましょう。その際には、何を表すものかわかるようにしましょう。

## ⑤色使いの工夫：情報がきちんと伝わる色使いをしましょう。

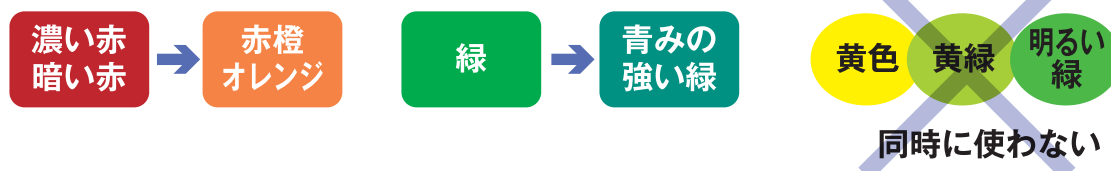
色を上手に使うと、情報をよりわかりやすく伝えることができるなど、様々な効果があります。

### <色の効果>

- ・目につきやすく、注意をひきやすくなります。親しみやすい印象になります。
- ・イメージを伝えやすくなります。文字だけでは表現しにくい部分を表現できます。メリハリが付き、重要なところが強調されます。

### <色覚バリアフリーな色の選び方>

- ・色弱者など色を識別しにくい人にも間違えにくい色を使いましょう。
- ・赤は濃い赤や暗い赤を使わず、赤橙やオレンジを使いましょう。
- ・緑は赤や茶色と間違えやすいため、青味が強い緑を使いましょう。
- ・明るい緑と黄色が一緒に見えてしまうため、黄色、黄緑、明るい緑はなるべく同時に使わないようにしましょう。
- ・面積が広いほど色の違いが分かりやすくなるので、太い字を使いましょう。



# 16 情報伝達設備 (視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備)

## 基本的な考え

視覚障害者の安全・安心のために、視覚障害者誘導用ブロックの構造に対する配慮が必要です。

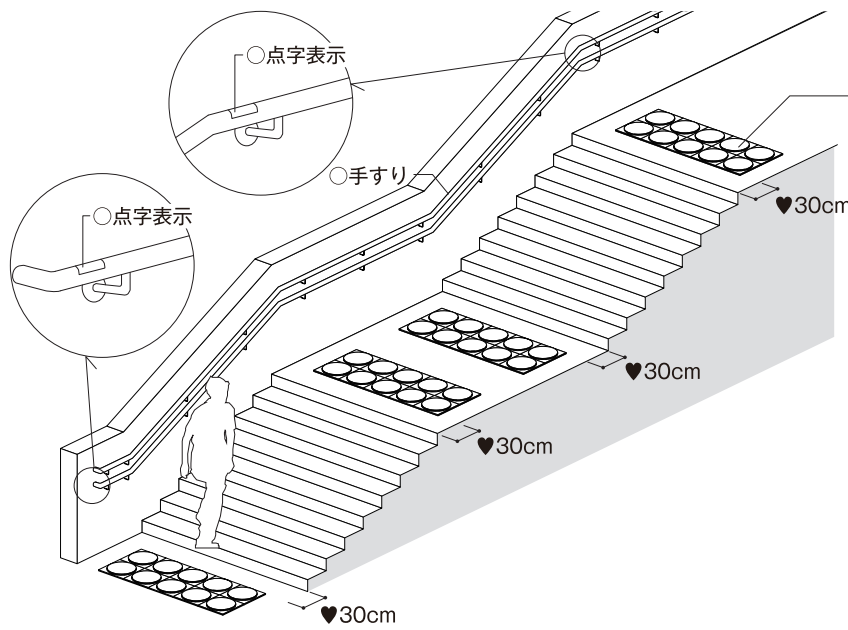
また、注意喚起のために、必要な箇所には、音声装置や点字案内などの適切な設備を配置することが必要です。

指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準	図
(1) 視覚障害者誘導用ブロックの構造は、次に掲げるものでなければならない。	—	16-1 21-1
ア 大きさは、縦横それぞれ30センチメートル以上とすること。	—	
イ 色は、原則として黄色とすること。	—	
ウ 材質は、十分な強度を有し、滑りにくく、耐久性に優れ、退色しにくく、及び輝度の低下が少ない素材とすること。	—	
エ 形状は、次のとおりとすること。	—	
(ア) 突起の形状は、視覚障害者が認識しやすいものとすること。	—	
(イ) 移動の方向を示す場合は、線状の突起とすること。	—	
(ウ) 視覚障害者の注意を喚起し、警告を促す場合は、点状の突起とすること。	—	
(2) 階段、段及び傾斜路の手すりの始末端部には、必要に応じ、点字による案内のための表示を行わなければならない。	—	16-1
(3) エスカレーターを設ける場合は、くし板をステップ部分と区別しやすい色としなければならない。	—	16-2
(4) 視覚障害者が利用することの多い施設の出入口の1以上には、音声による誘導装置を設けなければならない。	—	16-2

(参考：関連条文) 規則別表第5 (16の項)



図16-1 階段まわりの整備例



- 点状ブロック等
  - ブロックの大きさは縦横それぞれ30cm以上を標準とする。
  - ブロックの色は原則として「黄色」とする。
  - 材質について
    - ・十分に強度を有する。
    - ・滑りにくい。
    - ・耐久性に優れている。
    - ・退色しにくい。
    - ・輝度の低下が少ない素材とすること。

**手すりの点字表示**

整備基準 16-(2)

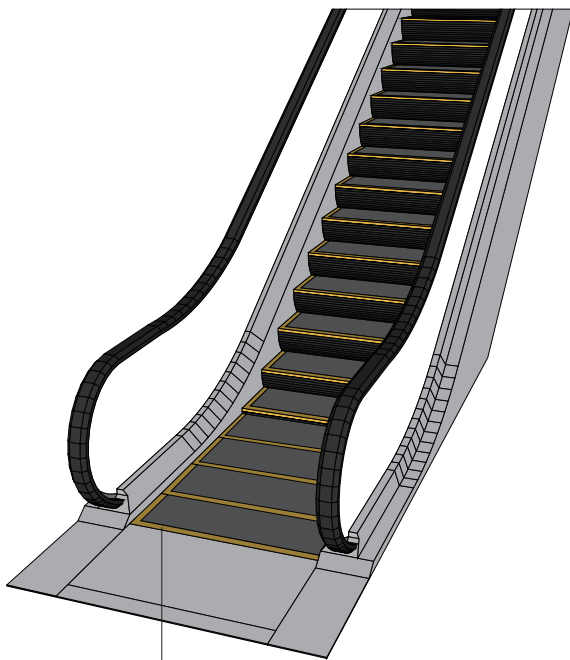
- ・視覚障害者が現在位置及び上下階の情報を確認でき、目的地への移動の支援となるような内容とする。

**点状ブロック等の構造**

整備基準 16-(1)-ア～エ

⇒「21 視覚障害者誘導用ブロック等」を参照

図16-2 エスカレーターまわりの整備と音声誘導



- くし板はステップ部と区別しやすい色とする。
- ♥注意を喚起する等のための音声案内を行う。

**エスカレーターのくし板、音声案内**

整備基準 16-(3)

- ・弱視者がくし板とステップ部分を識別しやすいようくし板の縁取りを行う。
- ♥ エスカレーターの始末端部では、視覚障害者等へ注意を喚起したり、方向を案内するための音声案内を行うことが望ましい。

全ての人が使いやすい施設とするために

エスカレーターを歩いて利用することは危険です。また、左半身が不自由な人など、右側に立たざるを得ない人もいます。エスカレーターを利用する際は、立ち止まって利用して欲しいという声が多くあります。



**音声による誘導装置**

整備基準 16-(4)

- ・「視覚障害者が利用することが多い施設」とは、視覚障害者用訓練施設、盲学校、区役所、図書館、市が設置する全市一館施設（市内に1つしかない公共施設）その他これに準ずる総合病院等が該当する。
- ♥ 音による誘導は視覚障害者にとって有効な情報手段である。商業施設等においても音声による誘導装置の設置が望ましい。

## 各居室に向けた誘導用ブロックの事例



### 横浜ラポール

視覚障害者誘導用ブロックの敷設は、案内板または案内設備までだが、車いす使用者やベビーカーにも障害が少ない凹凸の小さい誘導用ブロックで各利用居室を案内する例。突起は1mmで、視覚障害者は靴底の感覚ではなく、白杖で探ってたどることができる。

#### 視覚障害者の声

建物内にも誘導がほしいです。凹凸の少ない誘導ブロックを使用したり、床面の素材を変化させるだけでも歩行に役立ちます。

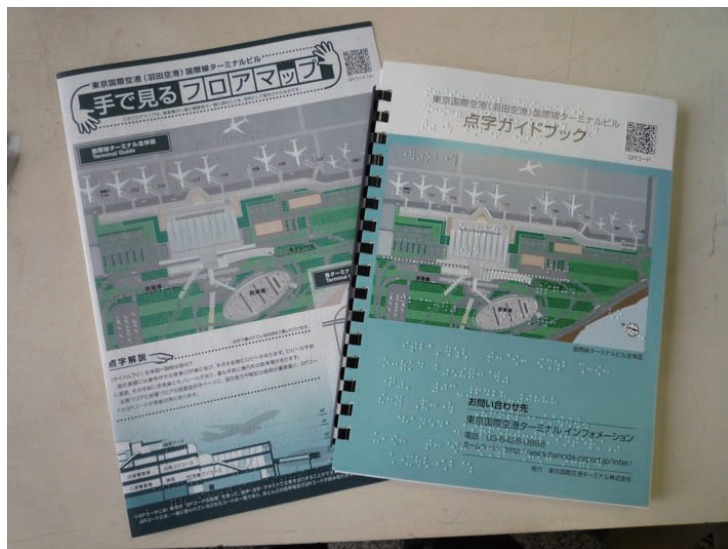


# 点字案内・触知図入りの印刷物

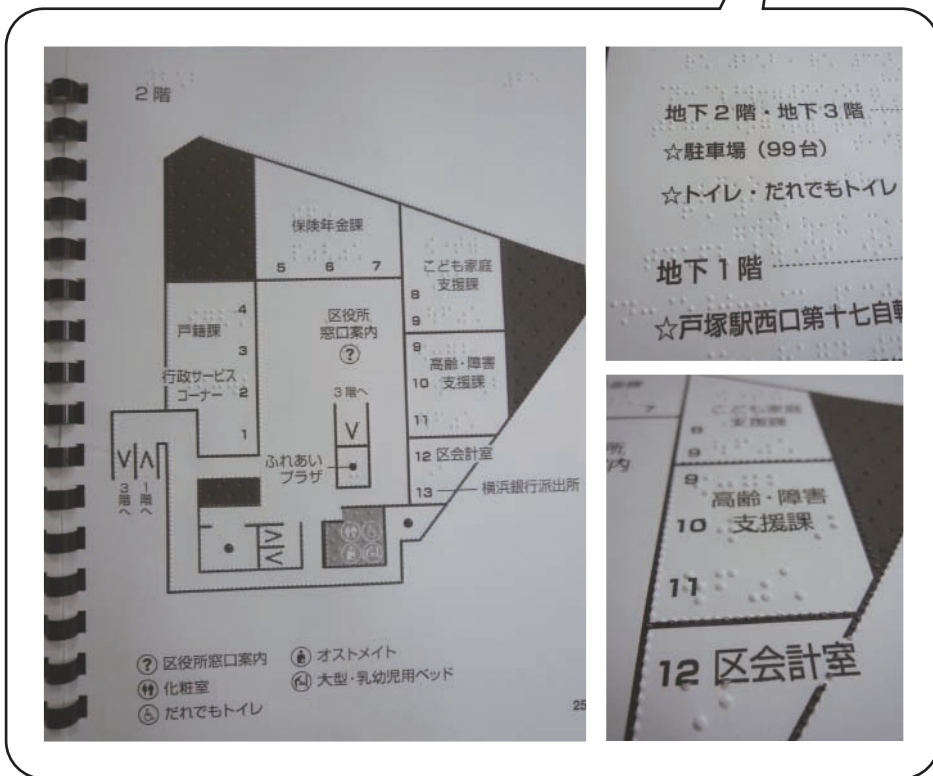
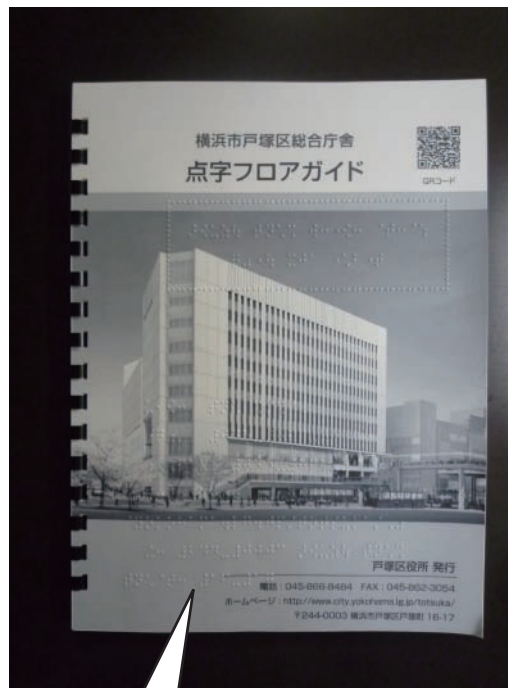
出典：横濱ジェントルタウン倶楽部

施設の概要や、施設の配置については、インターネット（JIS8341 に準拠したアクセシビリティの高い web ページが望ましい）や案内所で情報を得るほか、事前の情報提供手段として下記の様な点字パンフレットや触知図のパンフレットがあると便利です。

東京国際空港（羽田空港）目で見えるフロアマップ



戸塚区総合庁舎 点字フロアガイド



## 基本的な考え

聴覚障害者の安全・安心のため、呼び出しの多い病院・銀行や、特定の施設に会議室を設ける場合等には、画像・光・振動による情報伝達設備が必要です。

指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準	図
(1) 別表第1 1 建築物の部4の項及び15の項に掲げる施設その他これらに類する施設の利用者の案内、呼出しのための窓口等の1以上には、文字により情報を表示する設備を設けなければならない。	—	17-1
(2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する会議室を設ける場合は、スクリーン等を備え、スクリーン等に文字を映し出せる機器を1台以上備えなければならない。	—	17-1
(3) 用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上の建築物で、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する客席を設ける場合は、集団補聴設備を設けなければならない。	—	17-1

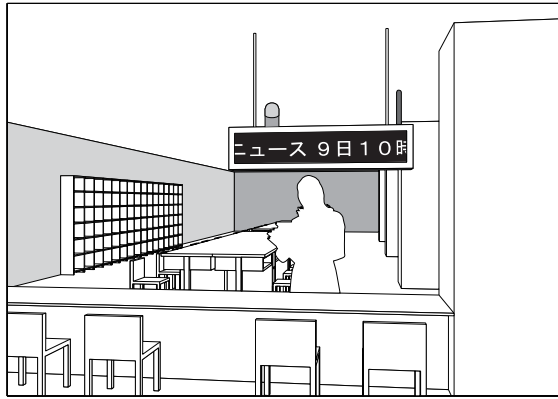
（参考：関連条文）規則別表第5（17の項）

図17-1 電光掲示板の整備例

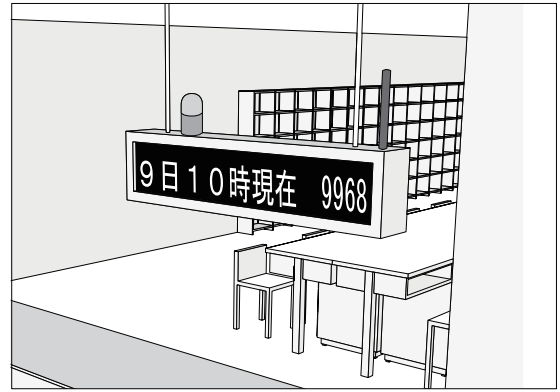
文字情報表示装置(電光掲示板等)

整備基準 17-(1)

- 文字情報を表示するための設備とは、発光ダイオードや液晶等の電光表示板等が考えられる。



- 区役所の受付カウンターに設けたLED電光掲示板（通常はニュース等をスクロール表示しているが、緊急地震速報発表時は「緊急地震速報」と点滅表示する。）



- 電光掲示板の上部に設けられているのは、緊急情報の表示と連動した回転灯とニュースや緊急情報を受信するアンテナ。

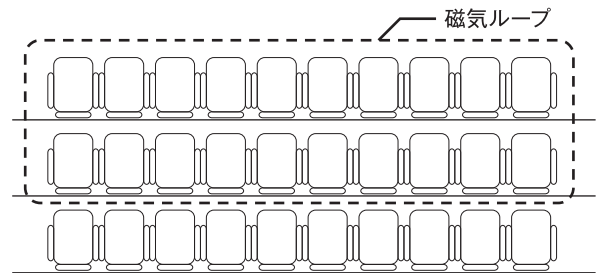
集団補聴設備(磁気ループ等)

整備基準 17-(3)

- 集団補聴設備には磁気ループ(※)、FM送受信装置、赤外線受信装置等がある。

♥ 音響設備を有する会議室を設ける場合は、集団補聴設備を施した会議室を設けることが望ましい。

※磁気ループとは、床面に敷設した導線(ループ)に伝達したい音声等の信号を流すことによって、導線内にある受信器(補聴器)をつけた人が、マイクロホン等の音を耳元で直接聞くことができる装置。音声等が増幅されることにより、音源からの距離に関係なく明瞭に聴取することができる。



⇒「12 客席及び舞台」を参照

会議でのスクリーン表示(要約筆記等)

整備基準 17-(2)

- 聴覚障害者が複数参加する会議では、パソコンと液晶プロジェクターを使ったパソコン要約筆記等が有効である。



### 基本的な考え

高齢者、障害者等が通常時に施設を円滑に利用できるよう整備するだけでなく、非常時における情報伝達のあり方にも配慮する必要があります。

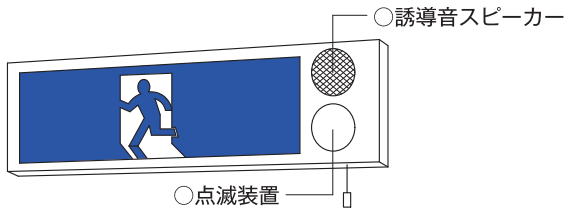
特に、警報設備及び避難口誘導灯については、視覚と聴覚による情報伝達が行えるよう十分配慮する必要があります。

指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準	図
(1) 音響装置により火災を知らせる警報設備を設けなければならない。	—	18-1
(2) 屋外へ通ずる出入口及び直通階段の出入口に、点滅型誘導灯を設けなければならない。	—	18-1

(参考：関連条文) 規則別表第5 (18の項)

図18-1 音響装置による警報設備および点滅型誘導灯

<誘導音付点滅型誘導灯>



<既存誘導灯に追加取付した例>



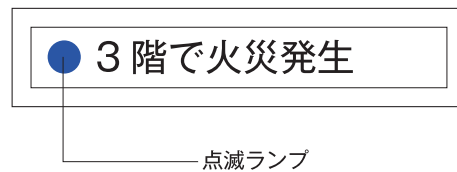
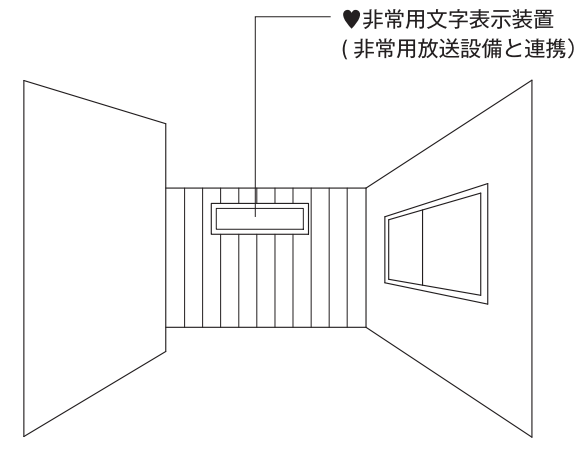
音響装置による警報設備

整備基準 18-(1)

- 非常時に点滅し、利用者を適切に誘導することができるような設備である。

♥ 一斉放送できる設備を設けることが望ましい。

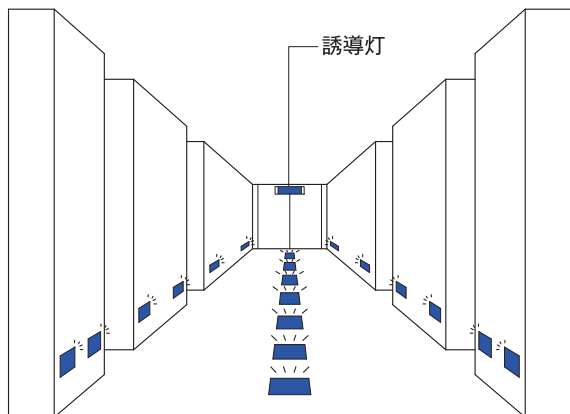
図18-2 非常用文字盤表示装置



避難誘導灯と文字表示装置

- ♥ 避難誘導灯には、聴覚障害者への情報伝達を配慮し、非常放送設備と連動した事態の状況を文字により知らせる文字表示装置を設けることが望ましい。

図18-3 光走行型避難誘導装置



非常誘導灯と文字表示装置

- 火災信号を受けると、床や壁に埋設された緑色のランプが、避難する方向に向かって点滅走行し、避難の方向を示します。設置にあたっては、消防上の誘導基準との整合性も必要とするため、設置の方法については消防局と協議を行ってください。

## 災害時への配慮

### わかりやすい動線計画・空間計画

建築物の整備の際には、高齢者、障害者等の避難についても十分に考慮し計画に組み込んでおく必要があります。一番の基本は、高齢者、障害者を含む全ての人にアクセス経路と避難経路がわかりやすいことです。規模が大きく複雑な機能を持つ建築物の場合には、特にわかりやすい動線計画・空間計画となるよう注意しましょう。

### 情報提供

非常事態（火災、地震、津波等）となったときの情報伝達についても重要です。様々な障害者に対してわかるように、音、光、その他の人的な支援等の様々な方法により、危険が生じていることを伝達します。

なお聴覚障害者は、非常ベル等の音で危険を察知できないことがあります。音以外の情報伝達手段が課題です。

聴覚障害者に非常事態の発生を伝える方法として、光警報装置があります。光警報装置は天井や壁などに設置され、火災の発生を検知すると光が点滅して視覚への効果を訴えるものです。

また、緊急時にもコミュニケーション手段となる筆談ボード等を準備することも有効です。

避難情報や避難経路の案内表示は、わかりやすい内容で見やすい位置に設けます。車いす使用者でも見やすいように高さに配慮します。大きめの文字を用いる、やさしい日本語にする、漢字以外にひらがな、外国語等を併記する、図記号等を併記する等、全ての人にわかりやすいことが求められます。

#### ※「光警報装置の設置に係るガイドライン」

(総務省消防庁：2016年9月通知)

光警報装置の設置場所や設置の仕方について解説しています。

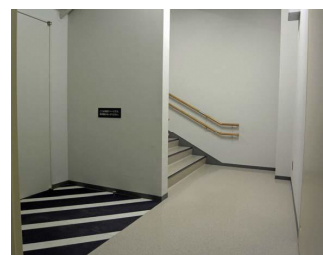
#### <主な内容>

- 大規模な空港や駅など、避難誘導できる人が聴覚障害者の近くにいない場所への設置が望ましい。利用者の多い商業施設などにも必要に応じて設置。
- 天井の高い場所では、床から10メートル以内の位置への設置が望ましい。
- 光の色は色弱の人でも見逃しにくい白色光が望ましい。

### ハード整備の対応

火災時の避難にあたっては、まず火元と隔てられたところに移動できることが重要です。これが確保されれば、避難階、さらには屋外への避難が可能になります。設計に際しては、車いす使用者等が防火戸・防煙壁を支障なく移動できるか確認しておく必要があります。

また、避難に時間を要し、避難介助を必要とすることが想定されるため、車いす使用者等が落ち着いて安全に避難できるよう、とりあえず安全を確保できる空間（一時待避スペース）として、非常用エレベーターのロビー、避難階段、避難バルコニーなどを他の部分と隔てた防火区画としておくことが有効です。



一時待避スペースの例

このように、高齢者、障害者等が避難階に円滑に移動できるよう建築物の物理的対応を行っておくことが必要です。また、人的な対応も重要であり、平常時から非常事態の対応について検討しておくことが大切です。

#### ※「外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及び避難誘導に関するガイドライン」

(総務省消防庁：2018年3月)

多数の外国人来訪者等の利用が想定される駅・空港や、競技場、旅館・ホテル等で、火災や地震が発生した際の災害情報の伝達及び避難誘導について、外国人来訪者や障害者等に配慮した効果的な自衛消防体制を整備するため、当該施設において取り組むことが望ましい事項が以下のように示されている。

1. デジタルサイネージやスマートフォンアプリ、フリップボード等の活用などによる災害情報や避難誘導に関する情報の多言語化・文字等による視覚化
2. 障害など施設利用者の様々な特性に応じた避難誘導（避難の際のサポート等）
3. 外国人来訪者や障害者等に配慮した避難誘導等に関する従業員等への教育・訓練の実施

## 基本的な考え

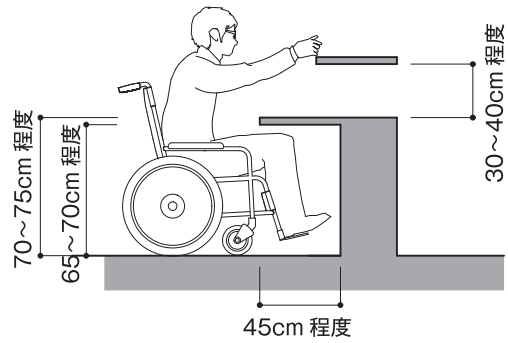
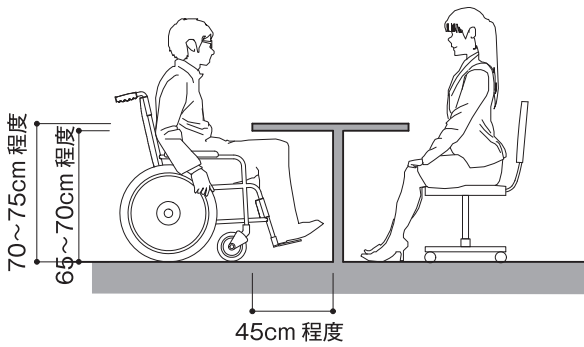
障害者、高齢者等の障害の特性を理解し、附帯設備についても利用しやすい形状、位置等に配慮します。また、通行の支障とならないよう配慮します。

指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準	図
(1) カウンター、記載台、公衆電話台等を設ける場合は、1以上を高齢者、障害者等が利用しやすい位置に設け、車いす使用者が利用しやすい高さ、幅及び奥行きを確保しなければならない。	—	19-1 19-2 19-3
(2) 水飲みを設ける場合は、1以上を高齢者、障害者等が利用しやすい位置に設け、次に掲げるものでなければならない。	—	19-4
ア 車いす使用者が利用しやすい高さとし、周囲には十分なスペースを確保すること。	—	
イ 水栓は、光感知式、ボタン式又はレバー式とすること。	—	
(3) 自動販売機、券売機、現金自動預入・支払機等を設ける場合は、1以上を高齢者、障害者等が利用しやすい位置に設け、次に掲げるものでなければならない。	—	19-5 19-6
ア 前面には、車いす使用者が円滑に利用できるような十分なスペースを確保すること。	—	
イ 操作ボタン、金銭投入口、金銭取出口等は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるような構造とすること。	—	

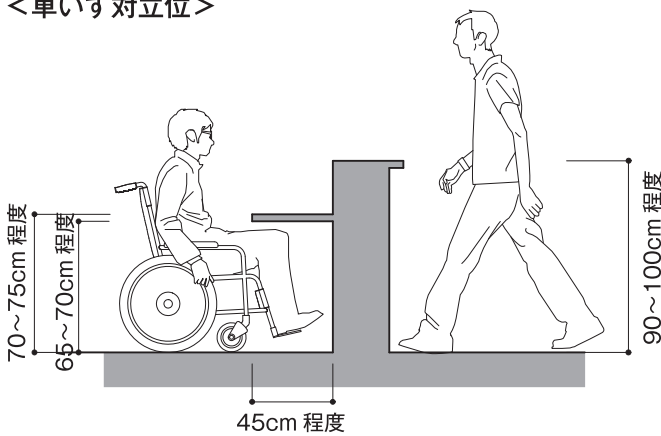
(参考：関連条文) 規則別表第5 (19の項)

図19-1 カウンター及び記載台の基本寸法

<車いす対座位>



<車いす対立位>



カウンター・記載台等

整備基準 19-(1)

- カウンター、記載台、公衆電話台等の寸法は、下部に車いすのフットサポート及びひざが入るよう、下端65~70cm程度、上端70~75cm程度、奥行き45cm程度とすること。
- 車いす使用者が接近できる水平部分を確保すること。

図19-2 カウンター及び記載台の整備例

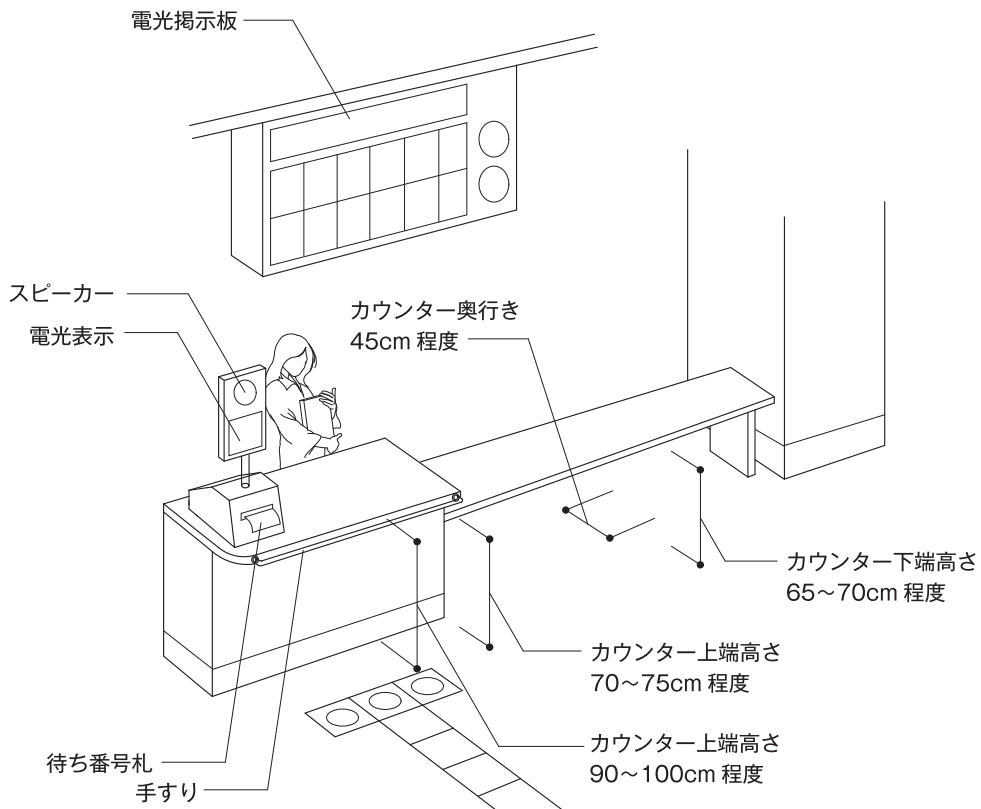
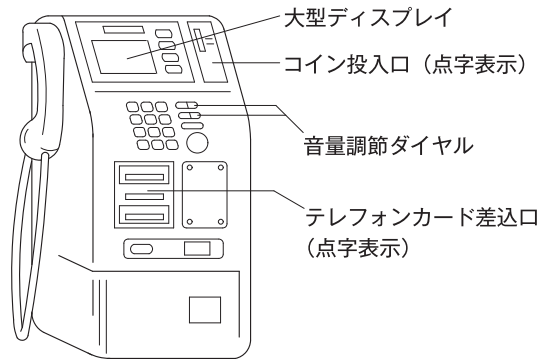
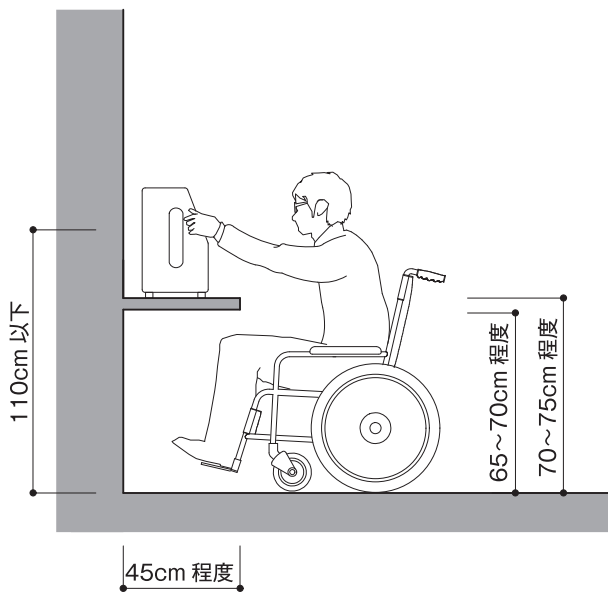




図19-3 公衆電話台の基本寸法と障害者の利用に配慮した公衆電話機の例

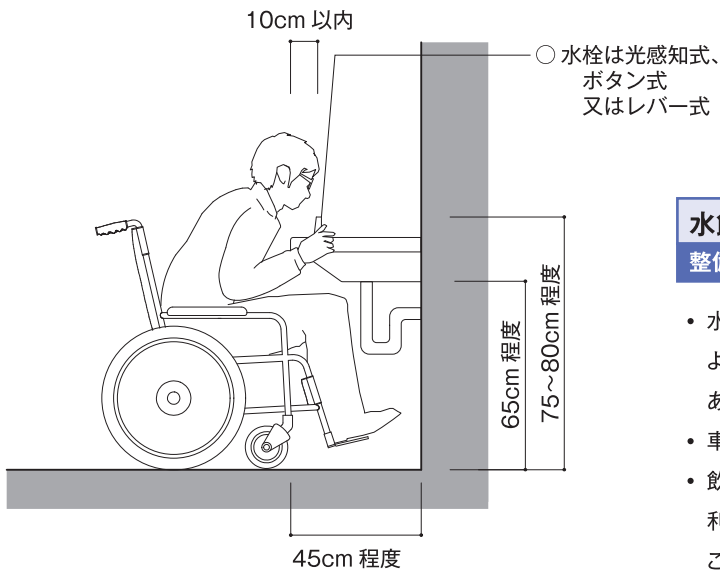


公衆電話

整備基準 19-(1)

- ♥ 障害者の利用に配慮した機能を持つ電話機であることを見やすい場所に表示することが望ましい。
- 公衆電話の受話器の高さは、原則として110cm以下とする。
- ♥ 障害者の利用を配慮した機能をもつ電話機を設置した場合は、見やすい場所にその旨を表示することが望ましい。
- ♥ 電話ボックスの場合には床面の段差をなくし車いす使用者がボックス内に完全に入れるよう、配慮することが望ましい。

図19-4 水飲みの基本寸法

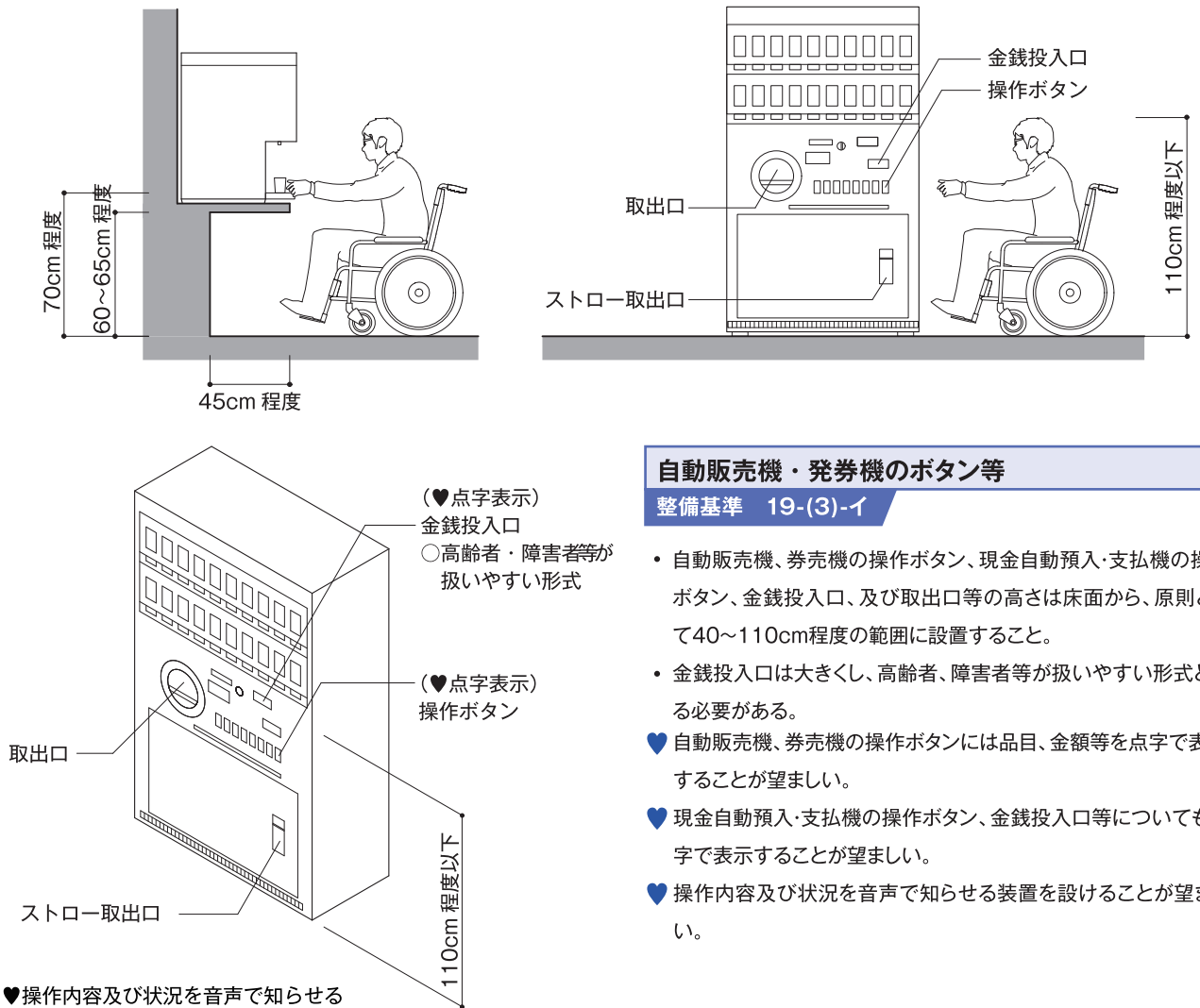


水飲み

整備基準 19-(2)

- 水飲みの寸法は、下部に車いすのフットサポート及びひざが入るよう、下端60~65cm程度、奥行45cm程度とすることが基本である。
- 車いす使用者が接近できる水平部分を確保する必要がある。
- 飲み口は、高さ原則として75~80cm程度とし、車いす使用者が利用できる位置として、おおむね縁から10cm以内に取り付けることとする。

図19-5 自動販売機の基本寸法と整備例

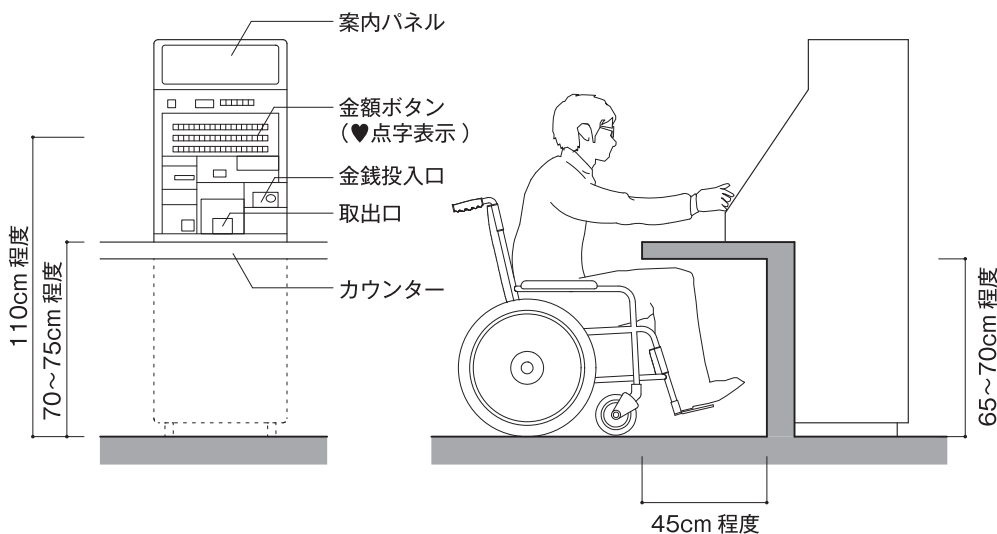


自動販売機・発券機のボタン等

整備基準 19-(3)-イ

- 自動販売機、券売機の操作ボタン、現金自動預入・支払機の操作ボタン、金銭投入口、及び取出口等の高さは床面から、原則として40~110cm程度の範囲に設置すること。
- 金銭投入口は大きくし、高齢者、障害者等が扱いやすい形式とする必要がある。
- ♥ 自動販売機、券売機の操作ボタンには品目、金額等を点字で表示することが望ましい。
- ♥ 現金自動預入・支払機の操作ボタン、金銭投入口等についても点字で表示することが望ましい。
- ♥ 操作内容及び状況を音声で知らせる装置を設けることが望ましい。

図19-6 券売機の基本寸法と整備例



車いす使用者の声

券売機で、車いすの足が入らないものがあるので、車いすでも利用できる券売機にしてほしいです。  
また、車いすではATMが狭くて入れない場合があるので、車いすで利用できるATMにしてほしいです。



基本的な考え

子育て世代等が外出しやすい環境とするためには、目的とする施設に一定時間滞在が可能となるよう、ベビーチェア、ベビーベッドを便所に設けるとともに、授乳及びおむつ交換のできる場所を設けることが必要です。



※JIS規格の改正に伴い変更

1.授乳室・おむつ交換場所に関する基準

指定施設整備基準 (再掲載)	建築物移動等円滑化基準 (再掲載)	図
<p><b>授乳室・おむつ交換場所</b></p> <p>「5 廊下等」</p> <p>(2) 移動等円滑化経路を構成する廊下等は、(1)の規定によるほか、次に掲げるものでなければならない。</p>	同左	20-1 20-2 20-3 20-4
<p><b>カ</b> 授乳ができる場所を1以上設け、当該場所の出入口の戸又はその付近にその旨を表示すること。ただし、廊下等以外の場所に授乳ができる場所があり、かつ、当該場所の出入口の戸又はその付近にその旨を表示した場合を除く。</p> <p>⇒「対象用途と対象規模」を参照(P.150)</p>	同左	
<p><b>キ</b> おむつ交換ができる場所を1以上設け、当該場所の出入口の戸又はその付近にその旨を表示すること。ただし、廊下等以外の場所におむつ交換ができる場所があり、かつ、当該場所の出入口の戸又はその付近にその旨を表示した場合を除く。</p> <p>⇒「対象用途と対象規模」を参照(P.150)</p>	同左	
<p>「1 移動等円滑化経路」</p> <p>(1) 次に掲げる場合には、それぞれ次に定める経路のうち1以上を、移動等円滑化経路にしなければならない。</p>	同左	20-1 20-2 20-3 20-4
<p><b>オ</b> 5の項(2)カただし書に規定する廊下等以外の場所に授乳ができる場所を設ける場合 利用居室から当該授乳ができる場所までの経路。</p>	同左	
<p><b>カ</b> 5の項(2)キただし書に規定する廊下等以外の場所におむつ交換ができる場所を設ける場合 利用居室から当該おむつ交換ができる場所までの経路。</p>	同左	

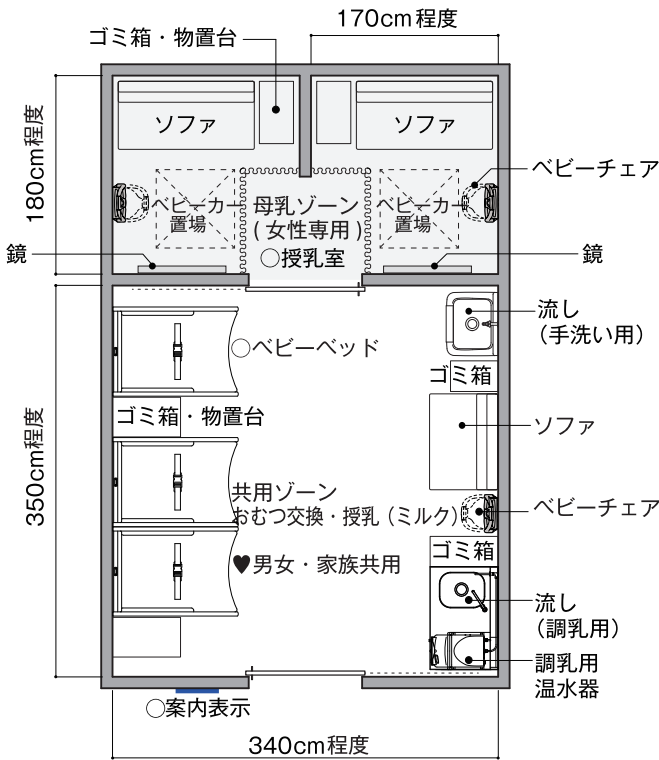
(参考：関連条文) 規則別表第1の2 (1・5の項)、規則別表第5 (1・5の項)

図20-1 授乳室・おむつ交換場所の整備例

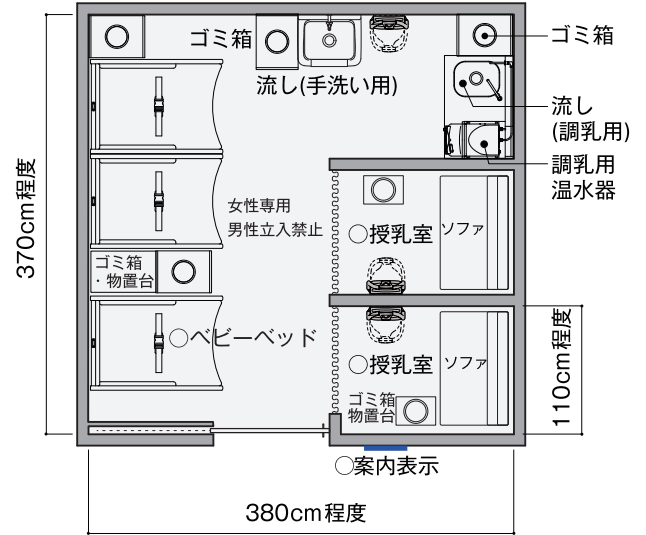
Ⅱ マニユアル編  
① 指定施設整備基準  
建築物移動等円滑化基準  
ア 共同住宅以外

乳幼児連れ利用者に配慮した設備

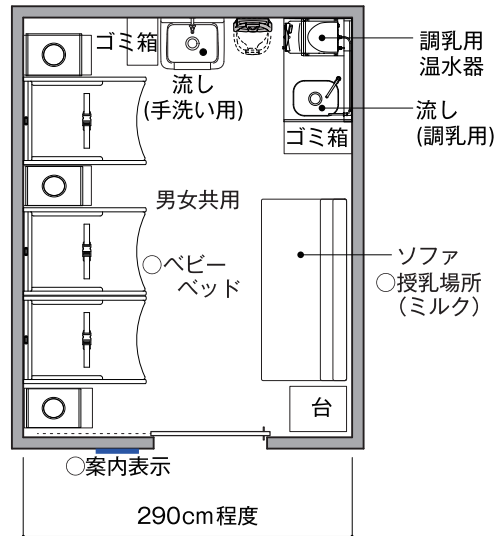
《授乳室・おむつ交換場所一体型》



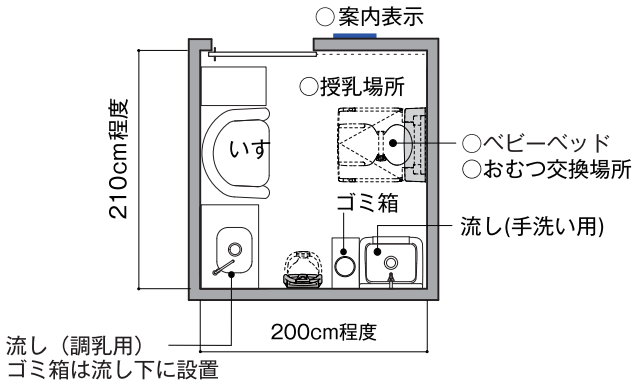
《女性専用型》



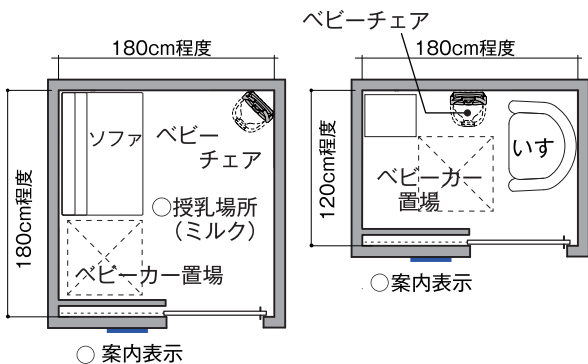
《男女共用型》



《個室型》



《個室型（授乳室）》



授乳室及びおむつ交換場所

整備基準 5-(2)-カ、キ

- ベビーベッドやいすは、親子で利用しやすいよう適切に配置し、利用する位置までのベビーカー等での通行にも配慮する。  
授乳スペース（母乳）にはカーテンやついたて等を設け、プライバシーの確保に配慮する。
- ♥ 手洗器、流し台、給湯器を設けることが望ましい。
- ♥ 男女にかかわらず利用できるスペースを設ける（ミルクや離乳食を与えるためのスペース、ベビーベッド等）ことが望ましい。

⇒ ベビーカー（P.54 参照）

「参照」《対象用途と対象規模 「授乳室及びおむつ交換場所」「ベビーチェア・ベビーベッド」》

( )内は、建築物移動等円滑化基準の対象規模

対象用途	対象規模	
	5 廊下等(2)カ、キ ・授乳室 ・おむつ交換場所	9 便所(3) ・ベビーチェア ・ベビーベッド
保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署／病院／診療所（患者の収容施設があるものに限る。）	全ての施設 (5,000㎡以上)	全ての施設 (2,000㎡以上)
助産所	全ての施設 (—)	全ての施設 (—)
集会場（一の集会室の床面積が200㎡を超えるものに限る。）又は公会堂／集会場（全ての集会室の床面積が200㎡以下のものに限る。）	1,000㎡以上 (5,000㎡以上)	全ての施設 (2,000㎡以上)
診療所（患者の収容施設がないものに限る。）／薬局／銀行その他これに類するサービス業を営む店舗／百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（薬局を除く。）／飲食店	1,000㎡以上 (5,000㎡以上)	300㎡以上 (2,000㎡以上)
博物館、美術館又は図書館／理髪店その他これに類するサービス業を営む店舗／クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗／劇場、観覧場、映画館又は演芸場／遊技場／公衆浴場／体育館・水泳場（一般の用に供されるものに限る。）、ボーリング場／ホテル又は旅館／展示場	1,000㎡以上 (5,000㎡以上)	1,000㎡以上 (2,000㎡以上)
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	1,000㎡以上 (5,000㎡以上※不特定かつ多数の者が利用するものに限る。)	1,000㎡以上 (2,000㎡以上※不特定かつ多数の者が利用するものに限る。)
老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの（認可外保育施設を除く。）／学校（幼稚園に限る。）／博物館類似施設その他これに類する施設類する施設／ホテル又は旅館以外の宿泊施設／その他の運動施設	1,000㎡以上 (—)	1,000㎡以上 (—)
公衆便所	— (—)	全ての施設 (—)
自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）	— (—)	1,000㎡以上 (2,000㎡以上)
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	— (5,000㎡以上)	— (2,000㎡以上)



図20-2 授乳室・おむつ交換場所の整備例(共用ゾーン・母乳ゾーン入口別型)

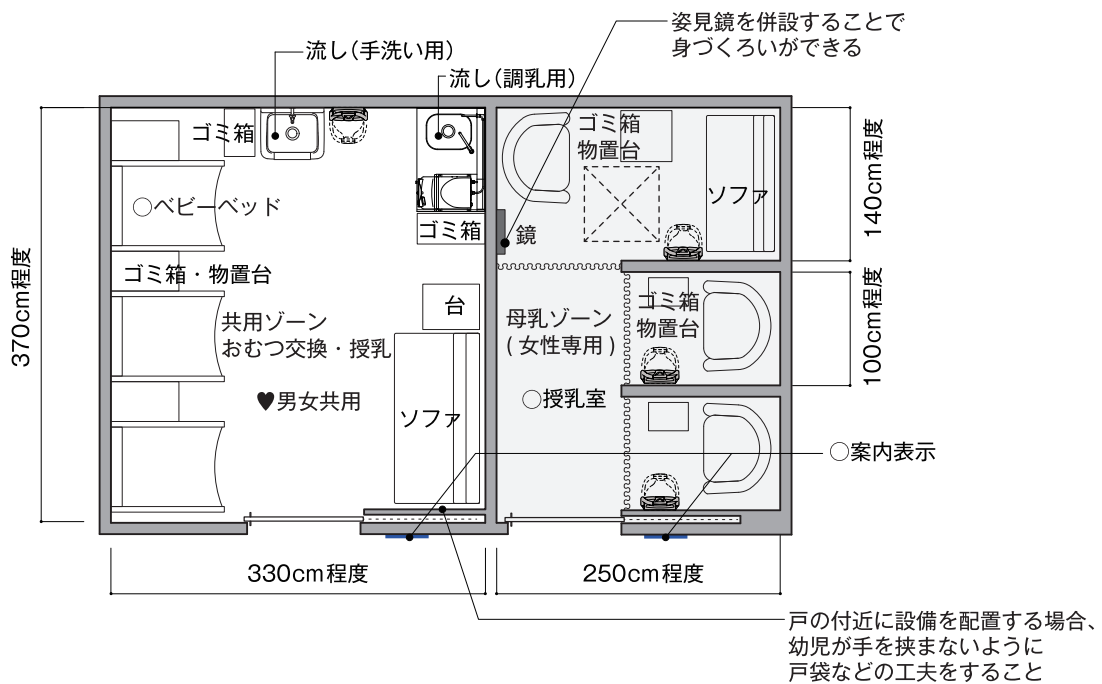
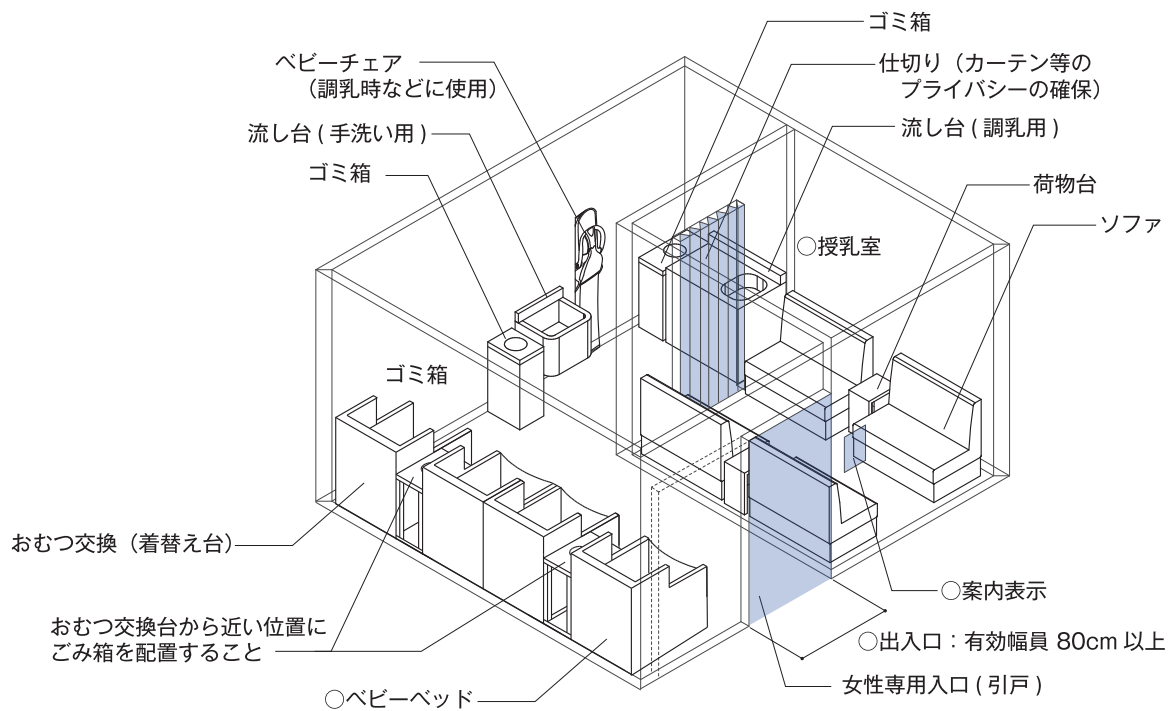


図20-3 授乳室・おむつ交換場所の整備例(男女別専用型)



## 2.ベビーベッド・ベビーチェアに関する基準

指定施設整備基準（再掲載）	建築物移動等円滑化基準（再掲載）	図
<p><b>ベビーベッド・ベビーチェア</b></p> <p>「9 便所」</p> <p>(3) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、次に掲げる便房を設けた便所をそれぞれ1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設け、当該便房の出入口の戸又はその付近には、その旨の表示をしなければならない。</p> <p>⇒「対象用途と対象規模」を参照(P.150)</p>	同左	20-4 20-5
<p><b>ア</b> 乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房</p>	同左	
<p><b>イ</b> 乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を設けた便房</p>	同左	
<p>「13 標識」</p> <p>(1) 移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、それぞれ当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示した次に掲げる構造の標識を設けなければならない。</p>	同左	20-1 20-2 20-3 20-4 20-5
<p><b>ア</b> 高齢者、障害者等の見やすい位置に設けること。</p>	同左	
<p><b>イ</b> 当該標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容が日本工業規格Z8210に定められているときは、これに適合するもの）であること。</p>	同左	
<p>(2) (1)の便所の付近に設ける標識には、当該便所に車いす使用者用便房、水洗器具、乳幼児を座らせることができる設備又は乳幼児のおむつ交換をすることができる設備があることを表示しなければならない。</p>	同左	

(参考：関連条文) 規則別表第1の2（9・12の項）、規則別表第5（9・13の項）

図20-4 乳幼児連れ利用者に配慮した便所の整備例

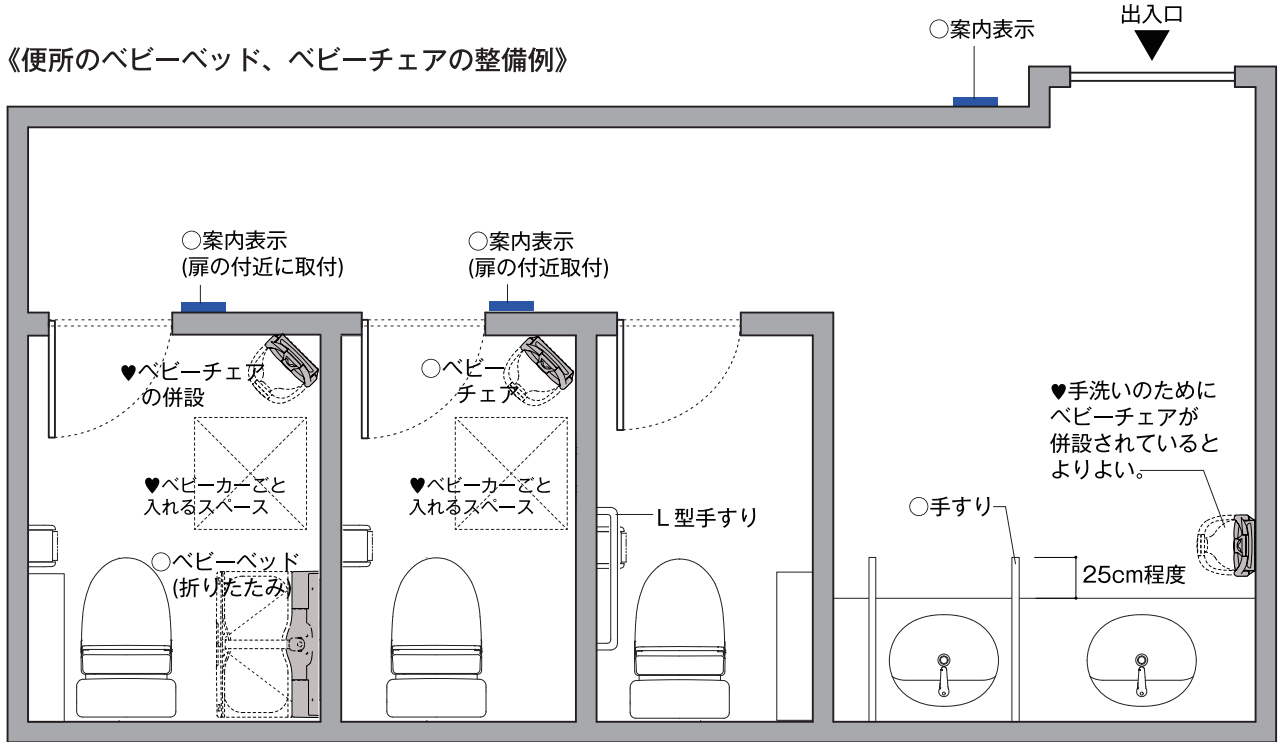
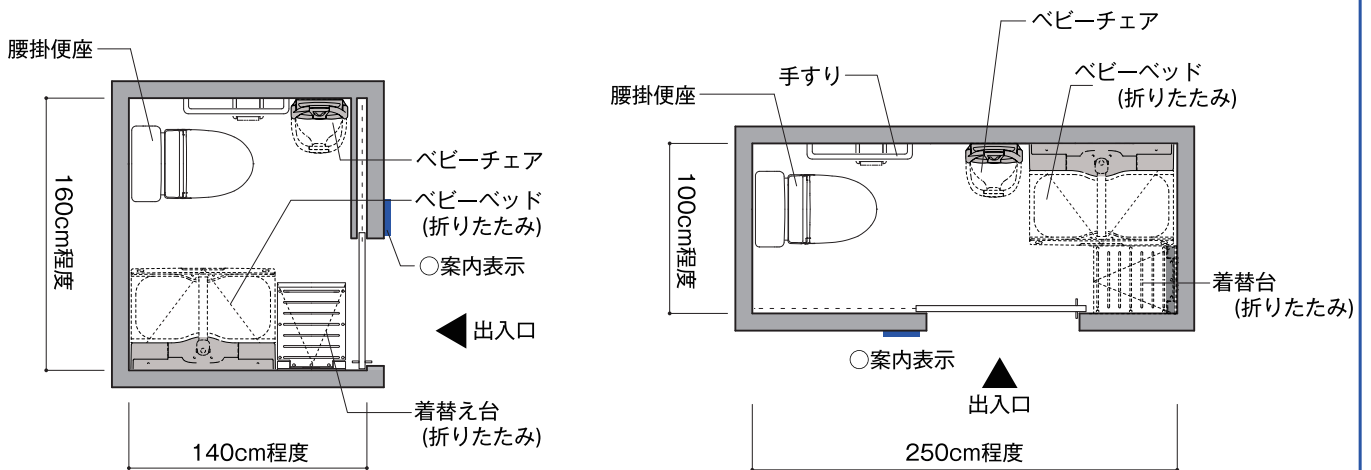


図20-5 乳幼児連れ利用者に配慮した便房の整備例



ベビーベッド

整備基準 9-(3)-イ

- ベビーベッドは、便房内に設ける。当該便房の出入口の戸にベビーベッドがある便房であることを表示し、開き戸の場合は、戸の横の壁に表示する。
- ベビーベッドには、設置位置による手ばさみ事故防止や転落防止のための固定用ベルトを設けるなど安全性に配慮する。必要に応じて、手ばさみや転落の危険がある旨の表示をする。
- ♥ ベビーベッドの付近には、荷物置き場やベビーチェアを置く場所を確保することが望ましい。
- ♥ ベビーベッド及びベビーチェアは車いす使用者用便房以外の便房に設けることが望ましい。

ベビーチェア

整備基準 9-(3)-ア

- ベビーチェアは、ガード等により乳幼児を安全に座らせることができるものとする。当該便房の出入口の戸にベビーチェアがある便房であることを表示し、開き戸の場合は、戸の横の壁に表示する。
- 設置位置については、戸の付近や壁との距離など、使用時の幼児の手ばさみ事故が生じないような設置を工夫すること。
- ♥ ベビーチェアを設けた便房を複数（男女別の場合は各複数）設けることが望ましい。
- ♥ ベビーチェアを設けた便房は、ベビーカーごと入れるよう配慮することが望ましい。

## 基本的な考え

視覚障害者の利用に配慮して、視覚障害者誘導用ブロックを適切に敷設する必要があります。視覚障害者誘導用ブロックには、危険等を予告する「点状ブロック」と、移動方向を示す「線状ブロック」があります。

JIS規格（JIS T 9251）による形状とするほか、残存視力のある方にも認知しやすいように、色などにも配慮する必要があります。

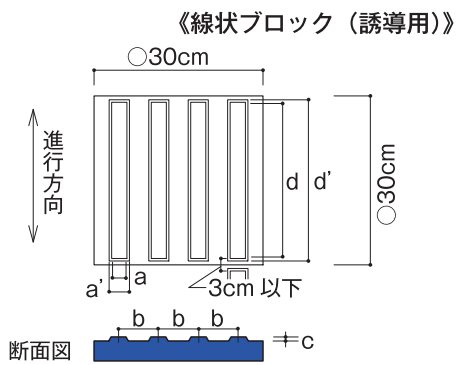
なお、点状ブロックの敷設位置は「2敷地内の通路」「5廊下等」「6階段」「7傾斜路」において、誘導用ブロックの敷設位置は「15案内設備までの経路」において、誘導用ブロックの構造は「16情報伝達設備(視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備)」において規定されています。

## 1. 視覚障害者誘導用ブロックの構造に関する基準

指定施設整備基準（再掲載）		建築物移動等円滑化基準（再掲載）	図
「16 情報伝達設備（視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備）」			
(1) 視覚障害者誘導用ブロックの構造は、次に掲げるものでなければならない。		—	21-1
ア	大きさは、縦横それぞれ30センチメートル以上とすること。	—	21-1
イ	色は、原則として黄色とすること。	—	21-1
ウ	材質は、十分な強度を有し、滑りにくく、耐久性に優れ、退色しにくく、及び輝度の低下が少ない素材とすること。	—	21-1
エ	形状は、次のとおりとすること。	—	21-1
(ア)	突起の形状は、視覚障害者が認識しやすいものとすること。	—	21-1
(イ)	移動の方向を示す場合は、線状の突起とすること。	—	21-1
(ウ)	視覚障害者の注意を喚起し、警告を促す場合は、点状の突起とすること。	—	21-1

（参考：関連条文）別表第5（16の項）

図21-1 視覚障害者誘導用ブロックの形状



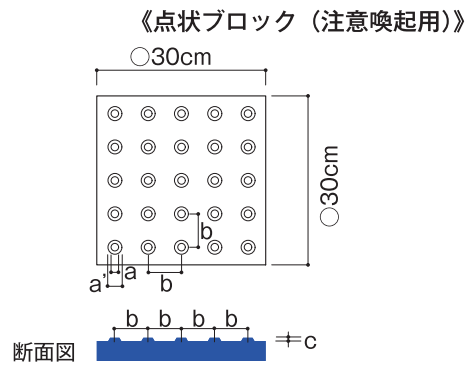
記号	寸法	許容差
a	1.7cm	+0.15cm
a'	a+1cm	0
b	7.5cm	
c	0.5cm	+0.1cm 0
d	27cm 以上	
d'	d+1cm	

**線状ブロックとは**

- 歩行方向を案内することを目的とした、移動方向を指示するためのものである。主な敷設箇所は、案内設備までの経路上となる。

**点状ブロックとは**

- 前方の危険の可能性又は歩行方向の変更の必要性を予告することを目的とした、注意を喚起する位置を示すためのものである。主な敷設箇所は、階段・段・傾斜路の上端、階段・段の下端、案内設備までの経路上の方向の変更箇所等になる。



記号	寸法	許容差
a	1.2cm	+0.15cm
a'	a+1cm	0
b	5.5~6cm	
c	0.5cm	+0.1cm 0

**線状ブロック・点状ブロックの大きさ**

整備基準 16-(1)-ア

- 視覚障害者の歩行感覚を担保する最低限の大きさとして30cm角とする。敷設にあたっては利用者が混乱しないよう統一した大きさのものを使用する。
- 鋳製は弱視者への視認性に欠け、また滑りやすく、抜け落ちる可能性があることなどから使用しない。

**線状ブロック・点状ブロックの色彩**

整備基準 16-(1)-イ

- 建物内の平坦部や敷地内の通路で平面上を水平に歩く安全な箇所に関しては、路材に対し、対比効果が発揮できる限りにおいて、黄色が困難な場合には黄色以外の色彩とすることができる。（下記コラム参照）なお、利用者が混乱しないように連続した経路に関しては統一した色を使用する。

コラム

**輝度と輝度比について**

(1) 輝度 (cd/㎡)

ものの明るさを表現したものであり、単位面積あたり、単位立体角あたりの放射エネルギー（発散する光の量）を比視感度（電磁波の波長毎に異なる感度）で計測したものであり、光源のみかけの面積と観察角度により変化します。輝度は輝度計により測定することができます。（JIS Z9111）

(2) 輝度比

視覚障害者誘導用ブロックの輝度 (cd/㎡) と周辺床材（ブロック）の輝度の比です。望ましい輝度比は 2.0 以上です。

輝度比 = 視覚障害者誘導用ブロックの輝度 (cd/㎡) / 舗装路面の輝度 (cd/㎡)

（輝度が大きい方を除算するので、ブロックと舗装の輝度比を逆として算出する場合もある。）

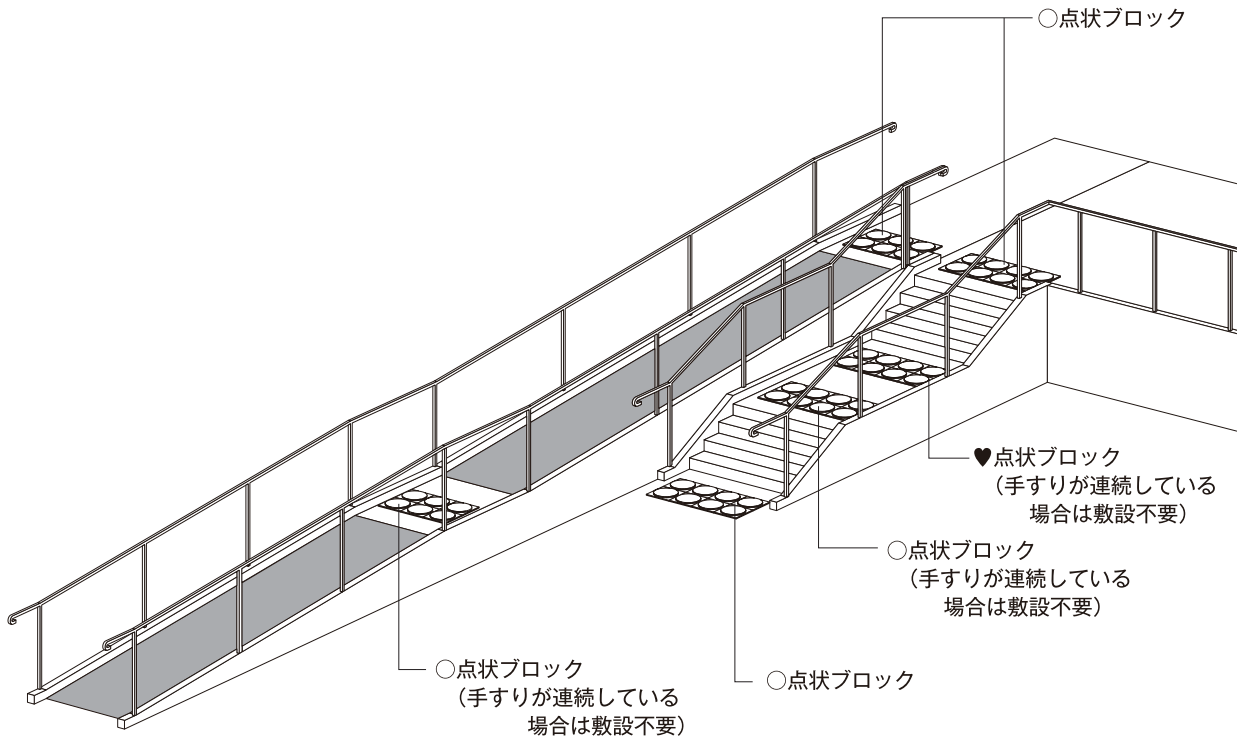


## 2.点状ブロックの敷設位置に関する基準

指定施設整備基準（再掲載）	建築物移動等円滑化基準（再掲載）	図
<p>「2 敷地内の通路」</p> <p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。</p>	—	2-2 21-2
<p><b>イ</b> 次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。</p>	—	2-2 21-2
<p>(7) 段の上端及び下端に近接する部分</p>		
<p>(1) 車路に近接する部分</p>		
<p>「5 廊下等」</p> <p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等は、次に掲げるものでなければならない。</p>	同左	
<p><b>イ</b> 階段の上端及び下端又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、勾配が20分の1を超えず、又は高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分を除く。</p>	階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。	6-1 6-2 7-1 7-2 7-3 21-2 21-3
<p>「6 階段」の踊場</p> <p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、次に掲げるものでなければならない。</p>	同左	6-1 6-2 21-2 21-3
<p><b>オ</b> 段がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、段がある部分と連続して手すりを設ける場合を除く。</p>	同左。 ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。	6-1 6-2 21-2 21-3
<p>「7 傾斜路」の踊場</p> <p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する傾斜路は、次に掲げるものでなければならない。</p>	同左	7-1 7-3 21-2
<p><b>エ</b> 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、勾配が20分の1を超えず、若しくは高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分又は傾斜がある部分と連続して手すりを設ける場合を除く。</p>	同左。 ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。	7-1 7-3 21-2

（参考：関連条文）政令第11・12・13条、平成18年告示第1497号第1・第2・第3、規則別表第5の2(2・5・6・7の項)

図21-2 手すりがある場合の点状ブロックの敷設位置



**階段・段に敷設する点状ブロック**

上下端 階段：整備基準 5-(1)-イ  
 段：整備基準 2-(1)-イ-(ア)  
 踊場 階段：整備基準 6-(1)-オ  
 段：整備基準 2-(1)-イ-(ア)

- 階段・段には、上下端に点状ブロックを敷設する必要がある。  
 なお、踊場には手すりが連続して設置されるため、原則として点状ブロックの敷設が除外されるが、廊下や敷地内の通路と連続している場合は点状ブロックが必要となるので、注意が必要である。(図21-3参照)

**点状ブロックの敷設位置**

♥ 点状ブロック等は、傾斜の上端から30cm離して設置するのが望ましい。

**傾斜路に敷設する点状ブロック**

上端 屋内の傾斜路：整備基準 5-(1)-イ  
 敷地内の通路の傾斜路：整備基準 15-(2)  
 踊場 屋内の傾斜路：整備基準 7-(1)-エ  
 敷地内の通路の傾斜路：整備基準 15-(2)

- 傾斜路には、上端に点状ブロックを敷設する必要がある。  
 なお、踊場には手すりが連続して設置されるため、原則として点状ブロックの敷設が除外されるが、廊下や敷地内の通路と連続している場合は点状ブロックが必要となるので、注意が必要である。
- ただし、以下の場合は、視覚障害者の利用上支障がないため、点状ブロックの敷設が除外される。
  - ①勾配が1/20以下の傾斜の場合
  - ②高さが16cm以下、かつ勾配が1/12以下の傾斜の場合
- 敷地内の通路における傾斜路の点状ブロックは、歩道上から案内設備までの経路上のみ、点状ブロックの敷設が必要となる。

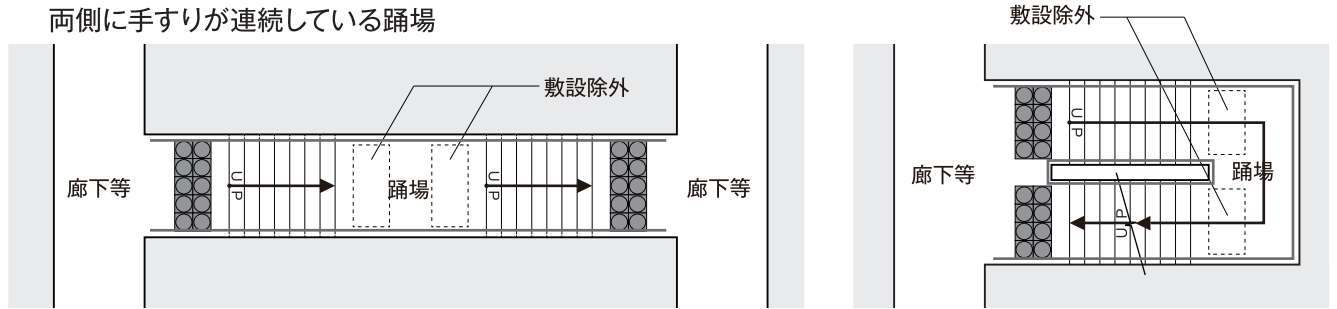
### 3.歩道上から案内設備までの経路に敷設する視覚障害者誘導用ブロックの敷設位置に関する基準

指定施設整備基準（再掲載）	建築物移動等円滑化基準（再掲載）	図
<p>「15 案内設備までの経路」</p> <p>歩道上から14の項(2)に規定する設備又は同項(3)に規定する案内所までの経路のうち1以上は、次に掲げるものでなければならぬ。</p>	<p>道等から14の項(2)の規定による設備又は同項(3)の規定による案内所までの経路（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）は、そのうち1以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路（以下この条において「視覚障害者移動等円滑化経路」という。）にしなければならない。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。</p>	<p>21-4 21-5 21-6 21-7</p>
<p>(1) 当該経路に、視覚障害者の誘導を行うために、視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。</p>	<p>同左。 ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。</p>	<p>21-4 21-5 21-6 21-7</p>
<p>(2) 当該経路を構成する傾斜がある部分の上端に近接する部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、勾配が20分の1を超えず、若しくは高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分又は傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場である場合を除く。</p>	<p>当該視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>当該経路を構成する傾斜がある部分の上端に近接する部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、勾配が20分の1を超えず、若しくは高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分又は傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場である場合を除く。（視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分を除く。）</p>	<p>21-2</p>
<p>「2 敷地内の通路」</p> <p>(1) 不特定かつ多数のものが利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内通路は、次に掲げるものであること。</p>		
<p>イ 次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。</p>	<p>次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。</p>	
<p>(7) 段の上端及び下端に近接する部分</p>	<p>段がある部分の上端に近接する部分（視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分を除く。）</p>	<p>21-5</p>
<p>(1) 車路に近接する部分</p>	<p>車路に近接する部分</p>	<p>21-5</p>

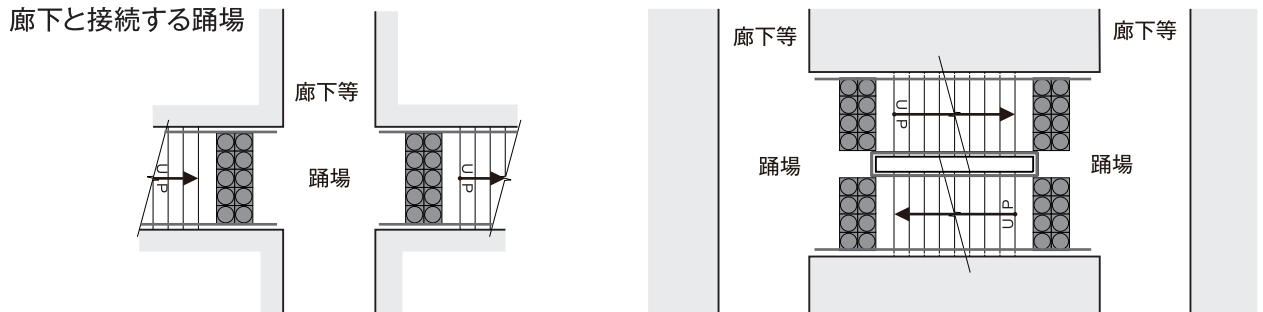
(参考：関連条文) 政令第21条、平成18年告示第1497号第4・第5、規則別表第5（2・15の項）

図21-3 階段の踊場における点状ブロック等の敷設例

①点状ブロックの敷設が除外される踊場の例



②点状ブロックの敷設が除外できない踊場の例



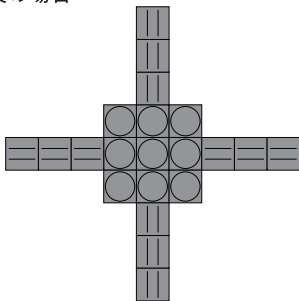
廊下と接続する踊場

整備基準 15-(1)

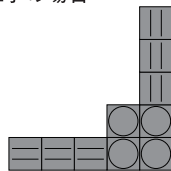
- 廊下と接続する踊場は廊下等にも該当するため、転落・つまずき防止等の観点から点状ブロックの敷設が必要である。

図21-4 視覚障害者誘導用ブロックの敷設例

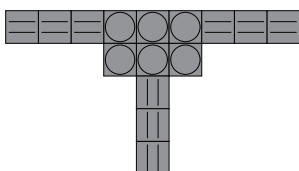
直交の場合



L字の場合



T字の場合

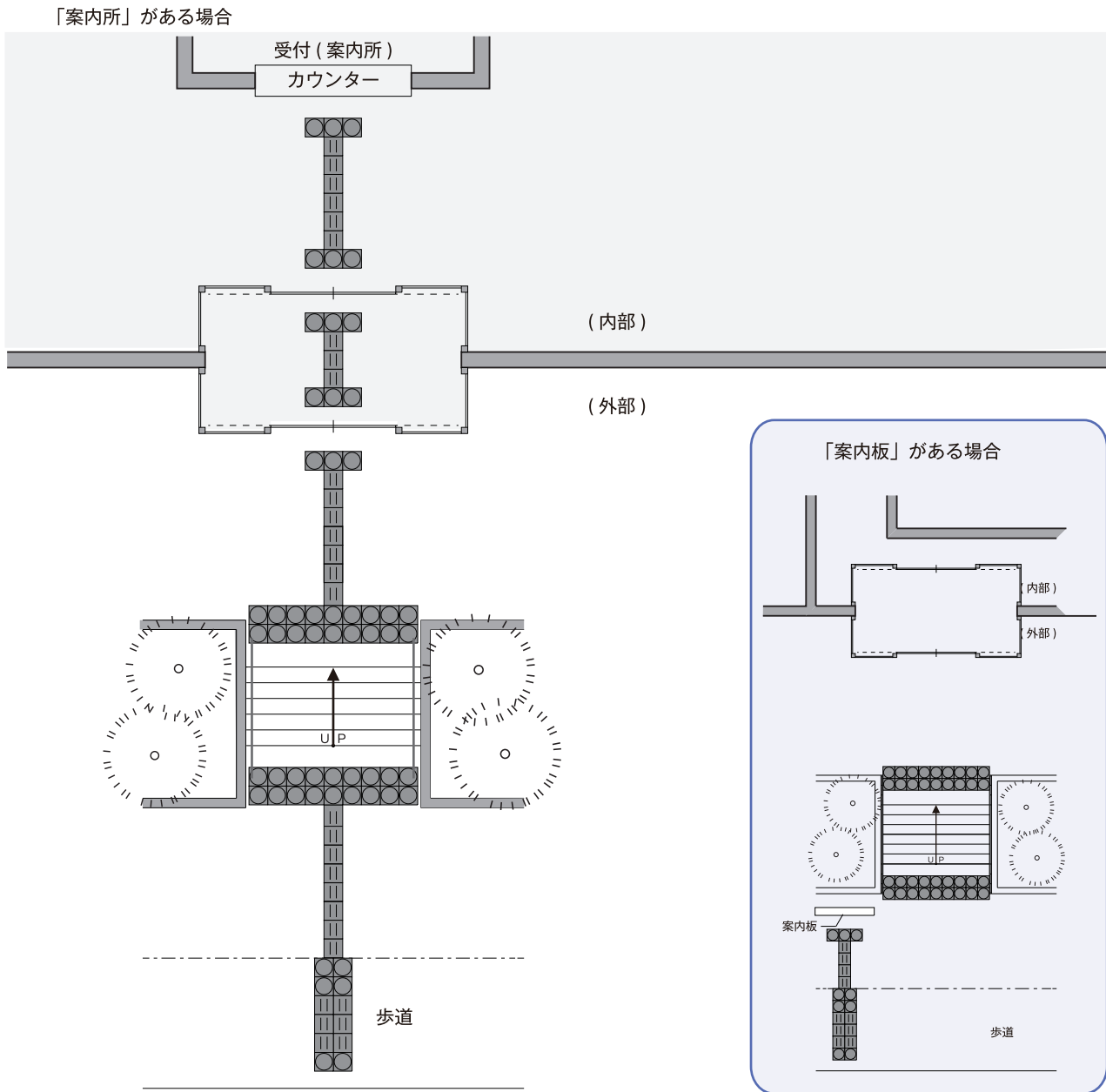


視覚障害者誘導用ブロックの敷設

整備基準 15-(1)

- 敷設にあたっては、踏み越すおそれのない敷設 (60cm程度) に留意する。
- 歩道上に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている場合は、歩道上のブロックとの連続性に配慮する。
- 必要に応じ、視覚障害者が、便所があることが容易にわかるよう便所の出入口にセンサーによる音声誘導装置を設けることが望ましい。また、出入口が認識できるよう、出入口付近の床材を変えることも有効な手段である。

図21-5 案内設備までの経路について



**案内板がある場合**

整備基準 15

- 案内板がある場合は、歩道上から案内板までの経路上に視覚障害者誘導用ブロックを敷設する必要がある。
- 案内板から建築物までの経路は、視覚障害者誘導用ブロックは不要。

**案内所がある場合**

整備基準 15

- 案内所がある場合は、歩道上から案内所までの経路上に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設する必要がある。

**視覚障害者誘導用ブロック**

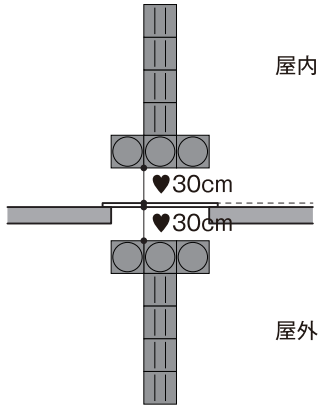
整備基準 15-(1)

- 案内設備までの経路には、点状ブロックと線状ブロックを適切に敷設する必要がある。
- 点状ブロックは、危険の可能性を予告するため、傾斜路や階段・段の付近に敷設するほか、歩行方向の変更の必要性を予告する必要がある箇所にも必要となる。
- ♥ 線状ブロックの線状の突起を、視覚障害者を誘導する方向と平行に敷設する必要がある。

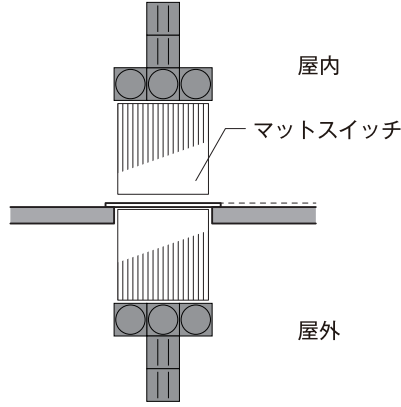


図21-6 案内設備までの経路（出入口）

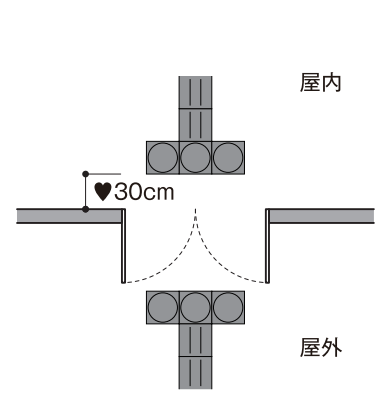
■引き戸まわりの敷設例 1



■引き戸まわりの敷設例 2

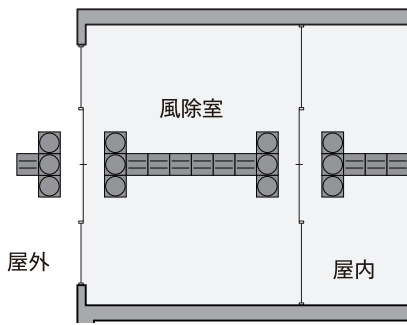


■開き戸まわりの敷設例

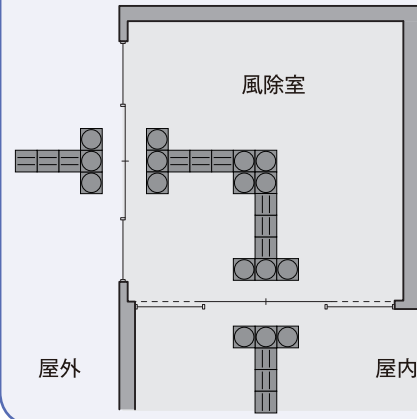


■風除室の敷設

（直進の場合）



（方向が変わる場合）



※風除室は中で進行方向を変えないことを原則とするが、やむを得ない場合には、視覚障害者誘導用ブロックを連続して敷設する。

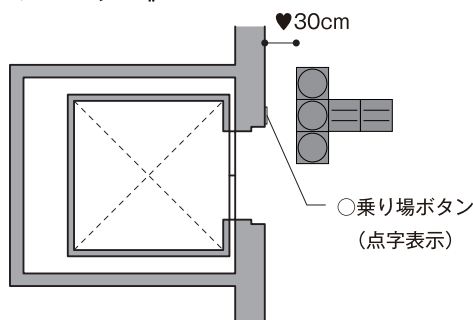
視覚障害者誘導用ブロックの敷設の留意点

整備基準 15-(1)

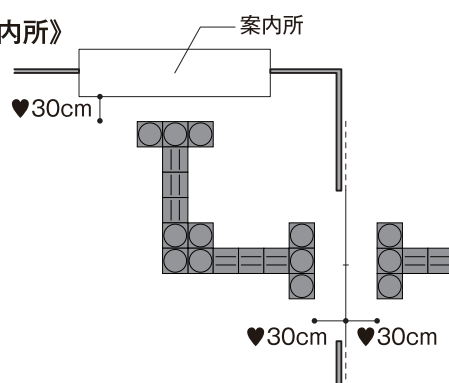
- 敷設にあたっては、踏み越すおそれのない敷設（60cm程度）に留意する。
- 歩道上に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている場合は、歩道上のブロックとの連続性に配慮する。
- 誘導用ブロックを通路等に連続して敷設する場合は、その通路の中央部に敷設し、かつ壁面に近づきすぎず、視覚障害者の通行の支障とならない距離を確保する。
- 点状ブロックは、段の上端から30cm離して設置するのが望ましい。
- 必要に応じ、廊下に便所の出入口の位置を示す視覚障害者誘導用ブロック、又は同等の効果のある床材を敷設することが望ましい。

図21-7 案内設備までの経路（エレベーター、案内所）

《エレベーター》



《案内所》





(1)

指定施設整備基準／建築物移動等円滑化基準

イ 共同住宅

## (1) 共同住宅における整備基準の種類と構成について

- ・共同住宅はプライベートな側面を持つ建築物ですが、「住戸の出入口」や「共用スペース」は、個人が改修することが非常に困難なため、将来にわたり住み続けることができるように、また誰もが住みやすい住宅として、共同住宅をバリアフリー化することは大変重要です。
- ・共同住宅は、以前から条例の指定施設として、住戸から道等までの経路等に整備基準を適用していましたが、平成26年1月1日より、2,000㎡以上の共同住宅を特別特定建築物に追加し、新たに共同住宅の建築物移動等円滑化基準を設けるとともに、指定施設整備基準の見直しを行いました。

## (2) 共同住宅における整備基準の適用について

### ア. 対象規模

- ・1,000㎡以上の共同住宅には、指定施設整備基準が適用され、2,000㎡以上の共同住宅には、建築物移動等円滑化基準が適用されます。

### イ. 共同住宅に適用される整備基準の項目

- ・整備基準が設けられている項目は、移動等円滑化経路、敷地内の通路、駐車場（共用）、出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーター等、便所（共用）、浴室等（共用）、標識、案内設備の12項目です。

### ウ. 共同住宅に適用される整備基準の適用の範囲

①「多数の者」が利用する用途である共同住宅は、読み替え規定により整備基準が適用されます。

(P.24を参照)

- ・住戸の内部は、多数の者が利用する部分ではないため、整備基準は適用されません。
- ・多数の者が利用する駐車場とは、来客者や搬出入用等の共用の駐車場のことで、このような駐車場がある場合は、駐車場の整備基準が適用されます。特定の居住者が使用する駐車場については、多数の者が利用する駐車場には該当しません。
- ・多数の者が利用する便所とは、居住者の共用の便所等で、例えば集会室の中に共用の便所がある場合などもこれに該当します。

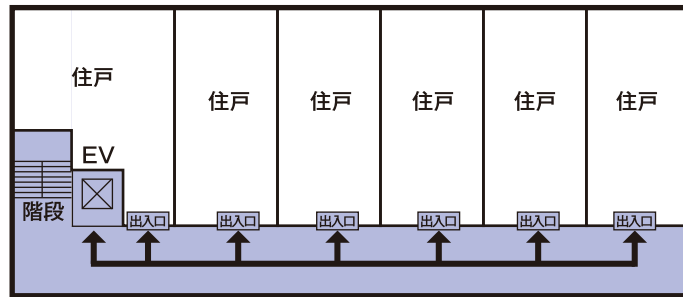
②共同住宅における「利用居室」とは、居住者が共用する集会室等が該当します。

③共同住宅における「移動等円滑化経路」とは、以下の経路が該当します。

- ・「道等」から「住戸の出入口（玄関）・利用居室の出入口（集会場など）」までの経路
- ・「車いす使用者用駐車施設」から「住戸の出入口（玄関）・利用居室の出入口（集会場など）」までの経路
- ・「車いす使用者用便房」から「住戸の出入口（玄関）・利用居室の出入口（集会場など）」までの経路

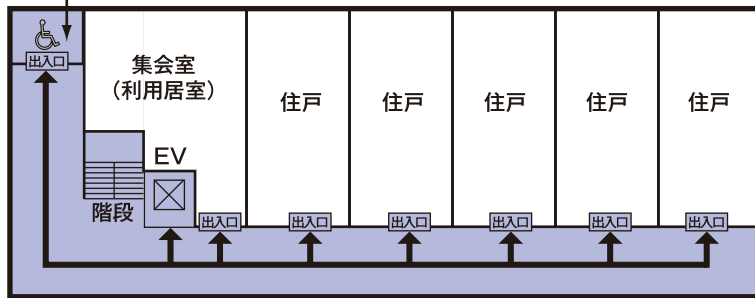
## 共同住宅における整備基準の適用

共同住宅においては、「住戸」までの経路も整備をする必要があります。

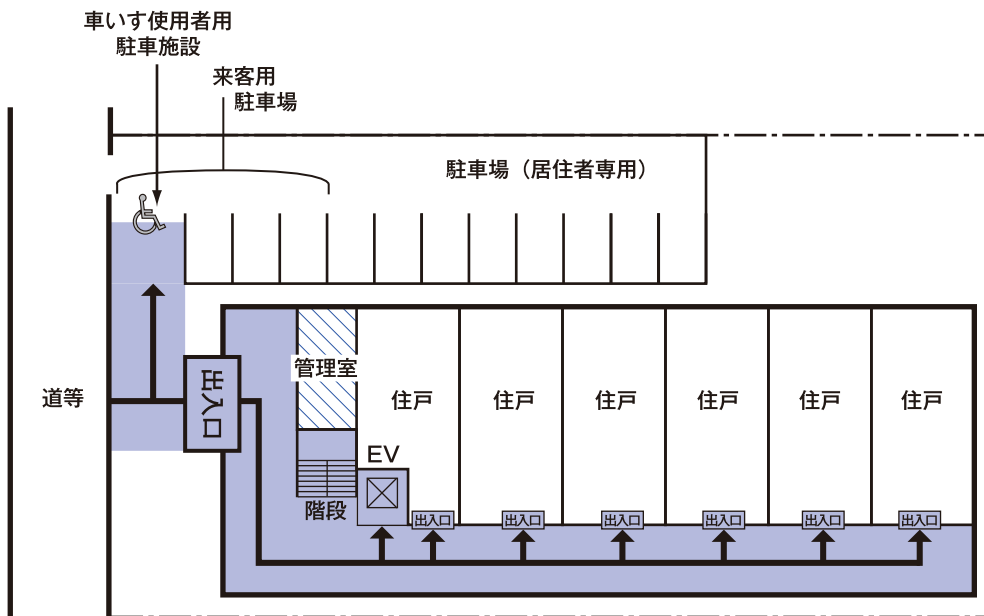


基準階平面図

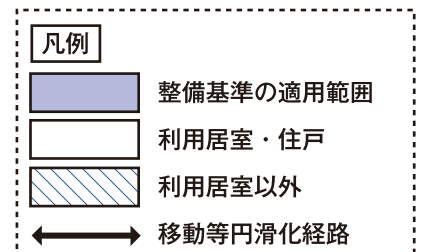
共用のトイレ  
(車いす使用者用便房・オストメイト用便房)



2階平面図



配置図  
1階平面図



※「ア 共同住宅以外」(P.57~162)の参考図番号を示しています。

## 1. 移動等円滑化経路

指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準	図※
(1) 次に掲げる場合には、それぞれ次に定める経路のうち1以上を、移動等円滑化経路にしなければならない。	同左	
ア 建築物に、利用居室を設ける場合 道等から当該利用居室までの経路	同左。ただし、地上階又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあっては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。	1-1
イ 建築物又はその敷地に車いす使用者用便房を設ける場合 利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。ウにおいて同じ。）、住戸又は住室から当該車いす使用者用便房までの経路	同左	1-1
ウ 建築物又はその敷地に車いす使用者用駐車施設を設ける場合 当該車いす使用者用駐車施設から利用居室、住戸又は住室までの経路	同左	1-1
エ 建築物に、住戸又は住室を設ける場合 道等から当該住戸又は住室までの経路	同左。ただし、地上階又はその直上階若しくは直下階のみに住戸を設ける場合にあっては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。	1-1
(2) 移動等円滑化経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。	同左	

## 2. 敷地内の通路

指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準	図※
(1) 多数の者が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。	同左	2-1 2-2
ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる	同左	
イ 段がある部分及びその踊場は、次に掲げるものであること。	同左	2-2
(7) 両側に、次に掲げる手すりを設けること。	手すりを設けること。	2-2
a 踊場の手すりは、段がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。	—	2-2 6-2



指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図*	
イ	b	手すりの高さは、踏面の先端から75センチメートル以上85センチメートル以下とすること。	—	2-2 6-6
	c	握りやすい形状とすること。	—	6-5
	d	手すりの端部には、水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。	—	6-5 6-6
	(イ)	踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。	同左	6-4
	(ウ)	段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。	同左	6-1 6-4
	(エ)	回り段でないこと。	—	6-3
	(オ)	けこみ板を設けること。	—	6-1/6-4
	(カ)	段鼻には、滑り止めを設けること。	—	6-4
	ウ	傾斜路は、次に掲げるものであること。	同左	
	(ア)	勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある傾斜路には、次に掲げる手すりを設けること。	同左	2-2 7-1
イ	a	踊場の手すりは、傾斜がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。	—	7-3
	b	手すりの高さは、75センチメートル以上85センチメートル以下とすること。	—	7-1
	c	握りやすい形状とすること。	—	6-5
	d	手すりの端部には、水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。	—	6-5 6-6
	(イ)	その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。	同左	7-1
(2) 移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、(1)の規定によるほか、次に掲げるものでなければならない。		同左		
ア	幅は、140センチメートル以上とすること。	幅は、120センチメートル以上とすること。	2-1	
イ	50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。	同左		
ウ	戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	同左		

指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準		図※
エ	傾斜路は、次に掲げるものであること。	同左		
	(7) 幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、次に掲げる段に併設するものにあつては100センチメートル以上とすること。	幅は、段に代わるものにあつては120センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。		2-2 7-2
	a 幅（当該幅の算定に当たっては、手すりの幅は、それぞれ10センチメートルを限度として、ないものとみなす。）が、120センチメートル以上	—		7-2
	b けあげの寸法が、18センチメートル以下	—		7-2
	c 踏面の寸法が、26センチメートル以上	—		7-2
	(イ) 勾配は、12分の1を超えないこと。	同左。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。		2-2
	(ウ) 高さが75センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の1を超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。	同左		2-2
	(I) (1)ウ(7)に定める構造の手すりを設けること。	—	2-2/6-5/6-67-1/7-3	
オ	(オ) 両側に、側壁又は高さ5センチメートル以上の立ち上がり部を設けること。	—		7-1
カ	傾斜路の前後には、長さ150センチメートル以上の水平部分を確保すること。	—		2-2
	排水溝を設ける場合は、車いす使用者、つえ使用者等の通行に支障がない構造の蓋を設けること。	—		2-3
(3)	道等から利用居室、住戸又は住室までの経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により(2)の規定によることが困難である場合における1の項ア及びエ並びに(2)の規定の適用については、1の項ア及びエ中「道等」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。	道等から利用居室又は住戸までの経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により(2)の規定によることが困難である場合における1の項ア及びエ並びに(2)の規定の適用については、1の項ア及びエ中「道等」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。		

### 3. 駐車場

指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準		図※
(1)	多数の者が利用する駐車場を設ける場合には、敷地内に車いす使用者用駐車施設を1以上(機械式駐車場以外の駐車場の総駐車台数が100を超えるときは、当該台数の100分の1以上)設けなければならない。	多数の者が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち1以上に、車いす使用者用駐車施設を1以上設けなければならない。		3-1
(2)	車いす使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。	同左		
ア	幅は、350センチメートル以上とすること。	同左		3-1

指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図※
イ	奥行きは、600センチメートル以上とすること。ただし、機械式駐車場以外の駐車場の総駐車台数が100を超える場合における2台目からの車いす使用者用駐車施設については、奥行きを500センチメートル以上とすることができる。	—	3-1
ウ	1の項(1)ウに定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。	同左	3-1
エ	水平な場所に設けること。	—	
オ	障害者のための国際シンボルマークを車が停車し、又は駐車している状態で見える位置に塗布すること。	—	3-1 13-1
(3) 車いす使用者用駐車施設を設けた駐車場は、道等から車いす使用者用駐車施設までの経路に誘導のための表示を行わなければならない。		—	3-2

## 4. 出入口

指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図※
移動等円滑化経路を構成する出入口は、次に掲げるものでなければならない。		同左	
(1)	幅は、80センチメートル以上とすること。ただし、(2)に掲げるものを除く。	同左	4-1
(2)	直接地上へ通ずる出入口の幅は、90センチメートル以上とすること。	—	4-1
(3)	戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	同左	4-1 4-2 4-3
(4)	戸の横に幅30センチメートル以上の袖壁を設けること。ただし、自動的に開閉する構造で、車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造の場合を除く。	—	4-2

## 5. 廊下等

指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図※
(1)	多数の者が利用する廊下等は、次に掲げるものでなければならない。	同左	
ア	表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる事。	同左	
(2)	移動等円滑化経路を構成する廊下等は、(1)の規定によるほか、次に掲げるものでなければならない。	同左	
ア	幅は、120センチメートル以上とすること。	同左	5-1

指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図※
イ	50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。	同左	5-1
ウ	戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	同左	5-1
エ	傾斜路の前後には、長さ150センチメートル以上の水平部分を確保すること。	—	7-1
オ	排水溝を設ける場合は、車いす使用者、つえ使用者等の通行に支障がない構造の蓋を設けること。	—	2-3

## 6. 階段

指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図※
(1) 多数の者が利用する階段は、次に掲げるものでなければならない。		同左	
ア	両側に、2の項(1)イ(ア)に定める構造の手すりを設けること。	同左	6-1 6-5/6-6
イ	表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる	同左	6-1
ウ	踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする	同左	6-1 6-4
エ	段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とする	同左	6-1 6-4
オ	回り階段でないこと。	同左	6-3
カ	けあげの寸法は、18センチメートル以下とすること。	同左	6-1 6-4
キ	踏面の寸法は、26センチメートル以上とすること。	同左	6-1/6-4
ク	幅（当該幅の算定に当たっては、手すりの幅は、それぞれ10センチメートルを限度として、ないものとみなす。）は、120センチメートル以上とすること。	同左	6-2
ケ	けこみ板を設けること。	同左	6-1/6-4
コ	段鼻には滑り止めを設けること。	—	6-1/6-4
(2) (1)オの規定は、8の項に規定する基準を満たすエレベーター及びその乗降口ビーが設けられている建築物の場合にあつては、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する主たる階段が適合すれば足りることとする。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。		同左	

指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準	図※
(3) (2)の規定にかかわらず、(1)オの規定は、8の項に規定する基準を満たすエレベーター及びその乗降ロビーが設けられている建築物の場合であって、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、適用しない。	同左	3-1
(4) (1)カからコまでの規定は、8の項に規定する基準を満たすエレベーター及びその乗降ロビーが設けられている建築物の場合は、適用しない。	(1)カからケまでの規定は、8の項に規定する基準を満たすエレベーター及びその乗降ロビーが設けられている建築物の場合は、適用しない。	

## 7. 傾斜路

指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準	図※																								
(1) 多数の者が利用する傾斜路は、次に掲げるものでなければならぬ。	同左																									
<table border="1"> <tr> <td>ア</td> <td>勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜路には、2の項(1)ウ(ア)に定める構造の手すりを設けること。</td> <td>勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜路がある部分には、手すりを設けること。</td> <td>6-5 6-6 7-1</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる事。</td> <td>同左</td> <td>7-1</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする事。</td> <td>同左</td> <td>7-1</td> </tr> </table>	ア	勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜路には、2の項(1)ウ(ア)に定める構造の手すりを設けること。	勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜路がある部分には、手すりを設けること。	6-5 6-6 7-1	イ	表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる事。	同左	7-1	ウ	その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする事。	同左	7-1														
ア	勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜路には、2の項(1)ウ(ア)に定める構造の手すりを設けること。	勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜路がある部分には、手すりを設けること。	6-5 6-6 7-1																							
イ	表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる事。	同左	7-1																							
ウ	その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする事。	同左	7-1																							
(2) 移動等円滑化経路を構成する傾斜路は、(1)の規定によるほか、次に掲げるものでなければならない。	同左																									
<table border="1"> <tr> <td>ア</td> <td>幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、次に掲げる階段に併設するものにあつては100センチメートル以上とすること。</td> <td>幅は、階段に代わるものにあつては120センチメートル以上、階段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。</td> <td>7-1 7-2</td> </tr> <tr> <td>(ア)</td> <td>けあげの寸法が、18センチメートル以下</td> <td>—</td> <td>7-2</td> </tr> <tr> <td>(イ)</td> <td>踏面の寸法が、26センチメートル以上</td> <td>—</td> <td>7-2</td> </tr> <tr> <td>(ウ)</td> <td>幅（当該幅の算定に当たっては、手すりの幅は、それぞれ10センチメートルを限度として、ないものとみなす。）は、120センチメートル以上</td> <td>—</td> <td>7-2</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>勾配は、12分の1を超えないこと。</td> <td>同左。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。</td> <td>7-1 7-2 7-3</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。</td> <td>同左</td> <td>7-1 7-3</td> </tr> </table>	ア	幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、次に掲げる階段に併設するものにあつては100センチメートル以上とすること。	幅は、階段に代わるものにあつては120センチメートル以上、階段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。	7-1 7-2	(ア)	けあげの寸法が、18センチメートル以下	—	7-2	(イ)	踏面の寸法が、26センチメートル以上	—	7-2	(ウ)	幅（当該幅の算定に当たっては、手すりの幅は、それぞれ10センチメートルを限度として、ないものとみなす。）は、120センチメートル以上	—	7-2	イ	勾配は、12分の1を超えないこと。	同左。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。	7-1 7-2 7-3	ウ	高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。	同左	7-1 7-3		
ア	幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、次に掲げる階段に併設するものにあつては100センチメートル以上とすること。	幅は、階段に代わるものにあつては120センチメートル以上、階段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。	7-1 7-2																							
(ア)	けあげの寸法が、18センチメートル以下	—	7-2																							
(イ)	踏面の寸法が、26センチメートル以上	—	7-2																							
(ウ)	幅（当該幅の算定に当たっては、手すりの幅は、それぞれ10センチメートルを限度として、ないものとみなす。）は、120センチメートル以上	—	7-2																							
イ	勾配は、12分の1を超えないこと。	同左。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。	7-1 7-2 7-3																							
ウ	高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。	同左	7-1 7-3																							

	指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準	図※
エ	2の項(1)ウ(ア)に定める構造の手すりを設けること。	—	6-5/6-6/7-1
オ	両側に、側壁又は高さ5センチメートル以上の立ち上がり部を設けること。	—	7-1

## 8. エレベーター等

	指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準	図※
(1)	移動等円滑化経路を構成するエレベーター ((2)に規定するものを除く。以下この項において同じ。) 及びその乗降口ビーは、次に掲げるものでなければならない。	同左	
ア	かごは、利用居室、住戸、住室、車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。	かごは、利用居室、住戸、車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。	
イ	かご及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。ただし、床面積の合計が5,000平方メートルを超える建築物の移動等円滑化経路を構成するエレベーターの籠及び昇降路の出入口の幅は、90センチメートル以上とすること。	かご及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。	8-1
ウ	かごの奥行きは、135センチメートル以上とすること。	同左	8-1
エ	乗降口ビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは150センチメートル以上とすること。	同左	8-1
オ	かご内及び乗降口ビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。	同左	8-1/8-2 8-3/8-4
カ	かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。	同左	8-4
キ	乗降口ビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。	同左	8-3
ク	床面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物における移動等円滑化経路を構成するエレベーターにあっては、次に掲げるものであること。 (ただし、車いす使用者が円滑に利用できる幅のエレベーターを設置する場合は、この限りでない。)	—	
	(ア) かごの幅は、140センチメートル以上とすること。	—	8-1
	(イ) かごは、車椅子の転回に支障がない構造とすること。	—	8-1
ケ	かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の開閉を音声により知らせる装置を設けること。	同左。 ただし、新築する場合に限る。	8-1/8-2 8-4
コ	かご内及び乗降口ビーに設ける制御装置 (車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合) にあっては、当該その他の位置に設	同左。 ただし、新築する場合に限る。	8-1/8-2 8-3/8-4 8-5



指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図※
コ	けるものに限る。)は、次に掲げる方法のいずれかにより、視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。	同左。 ただし、新築する場合に限る。	
	(ア) 点字		
	(イ) 文字等の浮き彫り		
	(ウ) 音による案内		
	(エ) その他これらに類するもの		
サ	かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。	同左。 ただし、新築する場合に限る。	8-1/8-2 8-3/8-4
シ	かご内には、戸の開閉状態等を確認することができる鏡を設けること。	—	8-2 8-3
ス	かご内の左右両面の側板には、手すりを設けること。	—	8-4
(2) 当該移動等円滑化経路を構成する令第18条第2項第6号の規定により国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、車いす使用者が円滑に利用することができるものとして同号の規定により国土交通大臣が定める構造としなければならない。		同左	

## 9. 便所

指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図※
(1) 多数の者が利用する便所を設ける場合には、当該便所の全ては、次に掲げるものでなければならない。		多数の者が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるものでなければならない。	
ア	床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	—	9-1
イ	便所の出入口に戸を設ける場合には、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。	—	
ウ	出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。	—	9-1
エ	次に掲げる洗面台を1以上(当該便所に男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けること。	—	9-2
(ア)	洗面器(乳幼児用のものを除く。)の手前及び両側に手すりを設けること。ただし、当該洗面器が荷重に対し必要な強度を有し、身体を支持することができる場合は、前方に設けることを要しない。	—	9-2
(イ)	洗面器の水栓は、高齢者、障害者等が円滑に操作できるものとする。	—	9-2

指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図*
(ウ)	洗面台の鏡は、床面から90センチメートル以下の位置から上方へ垂直に80センチメートル以上の長さで設けること。	—	9-2
オ	男子用小便器を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げるものでなければならない。	同左	9-3
	(7) 床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器とすること。	同左	9-3
	(イ) 前面及び両側に手すりを設けること。ただし、乳幼児用の男子用小便器を除く。	—	9-3
	(ウ) 前面に設ける手すりは、男子用小便器の面と合わせること。	—	9-3
	(イ) 前面に、車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保すること。	—	9-3
カ	車いす使用者用便房以外の便房を設ける場合には、当該便房のうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるものでなければならない。	—	9-4
	(7) 手すりを設けること。	—	9-4
	(イ) 戸は、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。	—	9-4
	(ウ) 便器は、腰掛便座とすること。	—	9-4
(2)	多数の者が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものでなければならない。	同左	9-7 9-8 9-9
ア	便所内に、次に掲げる構造の車いす使用者用便房を1以上設けること。	同左	9-7/9-8 9-9
	(7) 車いす使用者用便房は、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。	—	
	(イ) 次に掲げる位置及び構造の手すりを設けること。	手すりが適切に配置されていること。	9-7/9-8
	a 腰掛便座の壁側には水平部分と垂直部分を有しそれぞれが連続した手すり（以下「L型手すり」という。）を設け、その反対側には可動式の手すりを設けること。	—	9-7 9-8
	b L型手すりとは可動式の手すりの水平部分の高さを合わせること。	—	
	c L型手すりとは可動式の手すりの間隔は、70センチメートル以上75センチメートル以下とすること。	—	9-7
d 可動式の手すりの先端は、腰掛便座の先端に合わせること。	—	9-7	

指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図*
	e L型手すりの垂直部分は、腰掛便座の先端から25センチメートル程度とすること。	—	9-7 9-8
(ウ)	次に掲げる位置及び構造の腰掛便座を設けること。	腰掛便座が適切に配置されていること。	9-7 9-8
	a 腰掛便座は、便座の中心から両側手すりが同距離になるよう設置すること。	—	9-7
	b 腰掛便座の座面の高さは、車椅子の座面の高さに合わせること。	—	9-8
	c 便器の洗浄ボタンは、高齢者、障害者等が円滑に操作できるものとする。	—	9-8
(I)	車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。	同左	9-7
(オ)	次に掲げる高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の洗面台を設けること。	—	9-9
	a 洗面器の水栓は、高齢者、障害者等が円滑に操作できるものとする。	—	9-9
	b 洗面器の下端の高さは、床面から65センチメートル以上70センチメートル以下とし、車いす使用者の膝が入るようにすること。	—	9-9
	c 洗面台の鏡は、床面から90センチメートル以下の位置から上方へ垂直に80センチメートル以上の長さで設けること。	—	9-9
(カ)	紙巻器は、腰掛便座から手の届く位置に設けること。	—	9-7 9-8
(キ)	非常用呼出しボタンは、腰掛便座から手の届く位置及び高齢者、障害者等が転倒した場合でも手の届く位置に設けること。	—	9-8
(ク)	戸の横に30センチメートル以上の袖壁を設けること。ただし、自動的に開閉する構造で、車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造の場合を除く。	—	9-7
(ケ)	当該便房の出入口の戸又はその付近に車いす使用者が円滑に利用できる旨の表示を行うこと。	—	9-7
イ	便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる次に掲げる構造の水洗器具を設けた便房を1以上設けること。	同左	9-10 9-11
	(7) 当該便房の出入口の戸又はその付近に、水洗器具を設けた便房である旨の表示を行うこと。	—	9-10
	(1) 専用の汚物流し、水栓、洗浄ボタン、紙巻器、汚物入れ、棚及びフックを適切に設けること。	—	9-10

## 10. 浴室等

指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図※
(1) 多数の者が利用する浴室、シャワー室又は更衣室を設ける場合には、当該浴室、シャワー室又は更衣室の床面は粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げなければならない。		—	10-1
(2) (1)の浴室、シャワー室又は更衣室のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものでなければならない。		—	10-1 10-2 10-3
ア	浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。	—	10-1/10-2 10-3
イ	車いす使用者が円滑に利用することができる十分な空間が確保されていること。	—	10-1/10-2 10-3
ウ	出入口は、次に掲げるものであること。	—	
(ア)	幅は、80センチメートル以上とすること。	—	10-1/10-2/10-3
(イ)	戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	—	10-1 10-2 10-3
エ	高齢者、障害者等の通行の支障となるような段を設けないこと。	—	10-1/10-2 10-3
オ	浴槽、シャワー及び水栓は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるように構造とすること。	—	10-1/10-2 10-3

## 11. 標識

指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図※
(1) 移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、それぞれ当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する次に掲げる構造の標識を設けなければならない。			3-1 9-1 9-13
ア	高齢者、障害者等の見やすい位置に設けること。	同左	
イ	当該標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容が日本工業規格Z8210に定められているときは、これに適合するもの）であること。	同左	9-13 13-1
(2) (1)の便所の付近に設ける標識には、当該便所に車いす使用者用便房、水洗器具、乳幼児を座らせることができる設備又は乳幼児のおむつ交換をすることができる設備があることを表示しなければならない。		—	9-13 13-1
(3) (1)の駐車施設がある駐車場の出入口の付近には、当該駐車施設があることを表示する標識を設けなければならない。		—	3-2

## 12. 案内設備

指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準	図※
(1) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した次に掲げる構造の案内板その他の設備を設けなければならない。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。	同左	14-1
ア 大きく分かりやすい文字、記号、図等で表記し、これらの色彩は地色と対比効果があるものとする。	—	
イ 高齢者、障害者等の通行の支障とならないような位置に設けること。	—	
ウ 高齢者、障害者等に見やすい高さに設けること。	—	
エ 照明装置を設ける場合は、判読性を高めるために適切な照度を確保すること。	—	
オ 案内板その他の設備の周辺に車いす使用者が近づけるような十分なスペースを確保すること。	—	
(2) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を次に掲げる方法のいずれかにより視覚障害者に示すための設備を設けなければならない。	同左	
ア 点字	同左	
イ 文字等の浮き彫り	同左	
ウ 音による案内	同左	
エ その他これらに類するもの	同左	
(3) 案内所を設ける場合は、(1)及び(2)の規定は適用しない。	同左	





(2)

一般都市施設整備基準

# 1 基本的な考え

## (1) 一般都市施設の整備基準の項目

- 一般都市施設の整備基準は、道等から建築物の外部出入口まで到達して建物内に入れるようにすることが基本的な考え方です。このため、整備基準の項目は、敷地内の通路、出入口の2項目となっています。

## (2) 対象となる用途と規模

- 対象となるのは、指定施設を除くすべての施設で、具体的には下記のものであります。

区 分		規 模
18	認可外保育施設	300㎡未満
19	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	
20	飲食店	
21	クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗	
22	劇場、観覧場、映画館または演芸場	
23	遊技場	
24	キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	
25	公衆浴場	
26	体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類するもの	
27	ホテル又は旅館	
28	ホテル又は旅館以外の宿泊施設	
29	展示場	
30	事務所	
31	工場	
32	学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	
33	自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）	
34	共同住宅	
35	寄宿舎	
37	複合施設	

## 1. 敷地内の通路

## 一般都市施設整備基準

道等から直接地上へ通ずる主要な出入口に至る敷地内の通路のうち1以上は、次に掲げるものでなければならない。

- |     |  |
|-----|--|
| (1) | 幅は、90センチメートル以上とすること。                                       |
| (2) | 段を設けないこと。ただし、(3)に定める構造の傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。 |
| (3) | 傾斜路を設ける場合は、次に掲げるものであること。                                   |
| ア   | 幅は、90センチメートル以上とすること。                                       |
| イ   | 勾配は、12分の1以下とすること。  |

## 2. 出入口

## 一般都市施設整備基準

直接地上へ通ずる主要な出入口のうち1以上は、次に掲げるものでなければならない。

- |     |   |
|-----|---|
| (1) | 幅は、90センチメートル以上とすること。                    |
| (2) | 戸を設ける場合には、高齢者、障害者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。 |
| (3) | 1の項に定める構造の敷地内の通路に接続すること。                |



(3)

表示板交付基準

# 1 基本的な考え

## (1) 表示板とは（条例第32条、規則第8条）

- 条例第32条の規定に基づき、表示板交付基準に適合している施設に対して交付するものです。また、表示板を交付された施設管理者は、誰もが利用しやすい施設整備がなされていることが施設利用者にわかるように、規則で定められた形式の表示板を、施設の見やすい場所に掲示しなければなりません。
- 表示板を施設に掲示したい場合には、一般都市施設においては一般都市施設整備基準を遵守し、また指定施設においては指定施設整備基準を遵守した上で、表示板交付基準に適合する必要があります。



## 1. 敷地内の通路

### 表示板交付基準

(1) 道等から主要な出入口に至る敷地内の通路のうち1以上は、次に定める構造とすること。

ア 幅は、180センチメートル以上とすること。

イ 段を設けないこと。ただし、段を別表第5の6の項に定める構造に準じたものとし、同表の7の項(2)に定める構造の傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設した場合は、この限りでない。

ウ 別表第5の2の項(1)ア及び(2)カに定める構造とすること。

(2) (1)に定める構造の敷地内の通路以外の敷地内の通路に段が生じる場合は、別表第5の6の項に定める構造に準じたものとする。

## 2. 駐車場

### 表示板交付基準

車いす使用者用駐車施設を1以上(総駐車台数が100を超えるときは、当該台数の100分の1以上)有する駐車場を設け、別表第5の3の項(2)及び(3)並びに13の項(3)に定める構造とすること。

## 3. 出入口

### 表示板交付基準

(1) 直接地上へ通ずる主要な出入口は、次に定める構造とし、1の項(1)に定める構造の敷地内の通路に接続すること。

ア 別表第5の4の項(2)から(4)までに定める構造とすること。

イ 戸の全面が透明な場合には、必要な箇所に色を有するものを用いる等衝突を防止するための措置を講ずること。

(2) 利用居室の出入口は、別表第5の4の項(1)、(3)及び(4)に定める構造とすること。

## 4. 廊下等

### 表示板交付基準

2の項に定める構造の駐車場へ通ずる出入口、3の項(1)に定める構造の出入口及び不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所から利用居室に至る廊下等は、別表第5の5の項(1)ア並びに(2)ア及びオに定める構造とすること。

## 5. 階段

### 表示板交付基準

- (1) 別表第5の6の項に規定する整備基準を準用する。
- (2) 2の項に定める構造の駐車場へ通ずる出入口、3の項(1)に定める構造の出入口及び不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所から利用居室に至る経路上に階段を設けないこと。ただし、別表第5の7の項(2)に定める構造の傾斜路を併設した場合は、この限りでない。

## 6. 傾斜路

### 表示板交付基準

別表第5の7の項に規定する整備基準を準用する。

## 7. エレベーターその他の昇降機

### 表示板交付基準

直接地上へ通ずる出入口を有する階以外の階を不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物については、その階に通ずるエレベーターを1以上設け、次に定める構造とすること。

- (1) 別表第5の8の項(1)(ウ及びクを除く。)に定める構造とすること。
- (2) かごは、幅140センチメートル以上、奥行き135センチメートル以上(別表第1 1建築物の部30の項から32の項までに掲げる施設にあっては、幅100センチメートル以上、奥行き135センチメートル以上)とすること。この場合において、同表34の項及び35の項に掲げる施設にあっては、床面積の合計が2,000㎡以上のものに限る。

## 8. 便所

### 表示板交付基準

- (1) 別表第5の9の項(2)アに定める構造の車いす使用者用便房を有する便所を、建築物の区分ごとに1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上。ただし、構造上やむを得ないものについては、この限りでない。)設け、同項(1)アからウまで及び(2)イに定める構造とすること。
- (2) (1)以外の便所については、別表第5の9の項(1)に規定する整備基準を準用する。

(備考)

別表第1 1 建築物の部2の項(令第5条第9号に規定するものを除く。)、9の項(同条第1号に規定するものを除く。)、10の項、18の項、26の項(同条第11号に規定するものを除く。)、30の項から32の項まで、34の項及び35の項に掲げる施設のこの表の規定の適用については、この表中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。

## 参考文献

本施設整備マニュアルを作成する上で参考とした文献等を次に示します。

- 1 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（国土交通省：平成 24 年）
- 2 バリアフリー法逐条解説 2006（建築物）第 2 版（日本建築行政会議編：平成 20 年）
- 3 みんなのバリアフリー まちづくり整備ガイドブック（神奈川県：平成 21 年）
- 4 東京都福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル（東京都：平成 21 年）
- 5 練馬区福祉のまちづくり推進条例 施設整備マニュアル（練馬区：平成 22 年）
- 6 岡山県福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル（岡山県）
- 7 世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例 施設整備マニュアル（世田谷区：平成 22 年）
- 8 だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例 施設整備マニュアル（滋賀県）
- 9 コンパクト建築設計資料集〈バリアフリー〉（日本建築学会編：平成 14 年）
- 10 バリアフリーブック [パブリックトイレ編 2012-2013]（TOTO：平成 24 年）
- 11 キッズトイレスペース（TOTO のホームページ）
- 12 LIXIL INAX ユニバーサルデザイン（LIXIL グループホームページ）
- 13 BABY ROOM CONCEPT BOOK（コンピウイズ株式会社）
- 14 親子で過ごす空間を考える（Posts about こちよい授乳室）（人現環境デザイン研究所のホームページ）
- 15 標準案内用図記号（公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団のホームページ）
- 16 横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル（横浜市福祉局：平成 10 年）
- 17 横濱ジェントルタウン倶楽部

## 編集協力者（横浜市福祉のまちづくり推進会議(第 8 期)専門委員会委員)

本施設整備マニュアルの作成にあたっては、次の方にご協力いただきました。

- 大原 一興（横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院 教授）  
金子 修司（横浜市建築設計協同組合 理事長 横浜商工会議所 議員）  
川内 美彦（東洋大学ライフデザイン学部 教授）  
小泉 暁美（横浜市身体障害者団体連合会（横浜市視覚障害者福祉協会））  
小渡 佳代子（一般社団法人神奈川県建築士事務所協会 横浜支部長）  
田嶋 裕美（一般社団法人神奈川県建築士会）  
西村 顕（横浜市総合リハビリテーションセンター 研究開発課）  
橋本 美芽（首都大学東京大学院 人間健康科学研究科 准教授）  
平井 晃（横浜市身体障害者団体連合会 理事長（横浜市車椅子の会会長））

### 横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル

平成 25 年 10 月

企画・編集：横浜市健康福祉局地域福祉保健部福祉保健課／横浜市建築局指導部建築企画課  
〒231-0017 横浜市中区港町 1-1 電話：045-671-4049

## 参考文献（増補版）

---

本施設整備マニュアル増補版を作成する上で新たに参考とした文献等を次に示します。

- 1 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（国土交通省：平成 28 年）
- 2 多様な利用者に配慮したトイレの整備方策に関する調査研究報告書（国土交通省：平成 24 年）
- 3 バリアフリーブック [パブリックトイレ編 2018 年 1 月改訂版]（TOTO：平成 30 年）
- 4 オストメイトたちを応援したい、その気持ちが私たちの原動力です。「ハウチクリーン、カタログ」  
（有限会社川藤（かわとう）：平成 30 年）
- 5 標準案内用図記号（公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団のホームページ）

---

## 編集協力者（増補版）

本施設整備マニュアル増補版の作成にあたっては、次の方にご協力いただきました。

福祉のまちづくり推進会議専門委員会（第 11 期）委員

- 大原 一興（横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院 教授）  
金子 修司（横浜市建築設計協同組合 理事長 / 横浜商工会議所 議員）  
川内 美彦（東洋大学ライフデザイン学部 教授）  
下村 旭（一般社団法人神奈川県建築士会）  
高橋 昌彦（横浜市オストミー協会 副会長）  
田邊 裕子（横浜市社会福祉協議会 地域活動部長）  
谷口 高広（株式会社横浜グランドインターコンチネンタルホテル 執行役員 副総支配人）  
西村 顕（横浜市総合リハビリテーションセンター 研究開発課）  
橋本 美芽（首都大学東京大学院人間健康科学研究科 准教授）  
松島 雅樹（横浜市脳性マヒ者協会 事務局長）  
八木 佐知子（一般社団法人横浜市建築士事務所協会 理事）

### 横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル増補版

---

平成 30 年 12 月

企画・編集：横浜市健康福祉局地域福祉保健部福祉保健課／横浜市建築局建築指導部建築企画課

〒231-0017 横浜市中区港町 1-1 電話：045-671-2387